### 基本構想

## 第2次都城市総合計画



日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

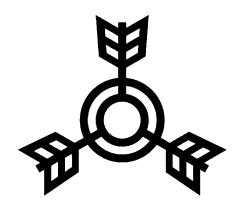




#### ■書家紫舟氏PRロゴ発表式典■

~パフォーマンス写真~

2014(平成26)年7月24日、都城市PRロゴ発表式典にて披露されました。 「風光り、水澄む、悠久の都・都城」をイメージして書かれました。



#### 市章

三ツ矢で「ミヤ」を、上方の矢と中央の円で古(コ)を、すなわち都城の「都」を表現し、あわせて円で「和」を、矢で「伸びゆく市勢」を象徴しています。



#### 市旗

都城市民憲章の理念を象徴化したものです。 中央には霧島を配し、そこには、明るい光の中を風が吹きわたり、 澄みきった水が流れています。

そして、サクラの花で市民が集う様子を表現しています。

緑は、霧島の大地に広がる豊かで美しい自然を、

紺は、思いやりを持ち、ともに歩んでゆける社会を、

青は、絶え間ない努力により、飛躍する無限の可能性を 表現しています。

#### 【市の木】ケヤキ

落葉の高木で、日本が原産です。 大きいものは高さ30メートル、 径2メートルにもなります。

ケヤキは材質がよく、建築材、家具材として優れ、特に木目の美しいものは高価です。都城では、学校、神社等によく植えられ市民にも広く親しまれています。

#### 【市の花木】サクラ

日本を代表する花木で自然品種 にはヤマザクラ等があり、園芸品 種には 130 種類もあります。

市内には母智丘公園、観音池公園、一堂ヶ丘公園等の多くのサクラの名所があり観光の名所となっています。

#### 【市の花】アヤメ

アヤメ科の代表種で、日本各地の山野の草地、乾いた場所に自生する多年草です。高さは40~60センチで、初夏に紫まれに白色の花をつけます。

菖蒲原町の地名は、このアヤメ に由来しているといわれています。







# 都 城 市民憲章

自分にできることを見つけ 今日の努力を明日の夢につなげましょう。

人を思い ともに歩んでゆける社会をつくりまし 一かで美し やる心を持ち、 環境をつくりましょう。

ょ う。 自然の 生活できるふるさとをつくるために、 この憲章を定めます。 め ぐみ i 感謝

たくしたちは、 に生きる都城の市民です。 風せ 人ひとりがすこやかに 光り、 水澄む霧島

大だい

地ち

わたくしたちは、

2006 (平成 18) 年7月22日制定

前文には、「人」(一人ひとり)・「自然」(霧島の大地)・「社会」(ふるさと)という憲章の「柱」を盛り込 んで、憲章を定めることを宣言しました。

都城市のほぼどこからも望める「霧島」をキーワードとして、本市の一体感を実感できるようにして います。明るい日差しの下で、風も光って見えるような都城の広い空の様子と、清らかな水をはぐくむ 大地を読み込むことで、私たちが住む土地への感謝の念を表しました。

本文は、第一条で「自然」をただ守るだけでなく、人々が働きかけることで積極的に美しい環境を築 いていくことをうたっています。

第二条では、人々がお互いに相手を思いやり、相手の立場をよく理解することで、ともに同じ良い「社 会 | を目指していきたいということをうたっています。

第三条は、「人」「個人」について、誰もがまず今できることを小さいことからでも取り組むことが、未 来への明るい展望を開くことにつながるということをうたっています。

都城市民憲章は、読んだ人の心に響く憲章にすることを目指しました。大人から子どもまで、都城市 民の誰もが声に出してこの憲章を読み、実感することで、それぞれの幸せと、明るい都城市の未来が開 けるものと信じています。

# 希 望にみち

都城市 作詞 作 石

曲 新実 都城市市歌選定委員会 原 輝

明るい 築くよ 若人の 希望 12 穂 い笑顔 明日の結び会 に満ちた  $\bigcirc$ 峰 あふれる び合 輝 朝 11 が 7 11 てる 来る 城

1

2015 (平成27) 年3月25日告示

都城市は、2006 (平成 18) 年 1 月 1 日に合併により新たに誕生し、2016 (平成 28) 年 1 月 1 日に 10周年を迎えました。それを契機に、「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」の実現に 向け、更なる市民の一体感の醸成、郷土愛の高揚、市の PR 等を図るため、市歌を制定しました。

2

語水

清

い合う

育んで

夢をひろげる 人々集い さ

幸せまちに

Ź

あふれる

てる

3

あ

ヤ

8

 $\mathcal{O}$ 

花

ŧ

野を染っ

ŧ

文化の

あ城城

ね

る

香り

1

てる

豊か

ほこら

かめ

る

豆かな自然吋を忘れず

歌詞は、都城市市歌選定委員会を設置し、公募により全国から応募のあった作品の中から選定し、都 城市市歌選定委員会が補作を行い、「希望にみちて一都城市歌一」として完成しました。

作曲は、都城市市歌作曲家選定委員会を設置し、選定された新実徳英氏に御協力いただき、老若男女 を問わず誰もが口ずさめ、広く市民が親しみやすく歌いやすい曲が完成しました。

タイトルのとおり、希望にみちた都城の姿がイメージできる市歌となっています。



2006 (平成 18) 年 1 月に都城市及び北諸県郡山之口町・高城町・山田町・高崎町の 1 市 4 町が合併し、新しい都城市が誕生してから 11 年が経過しました。

本市では、2008 (平成 20) 年 1 月に第 1 次の都城市総合計画を策定し、「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、南九州圏域における産業・経済・医療・教育・文化の中心都市としての発展を目指してまいりました。

これまでを振り返りますと、都城市総合文化ホール等の公共施設の整備をはじめ、都城インター工業団地の整備及び企業立地、南九州大学の移転開学等、様々な施策に取り組んでまいりました。

一方、2010 (平成 22) 年に発生した口蹄疫や、翌年に発生した高病原性鳥インフルエンザによる地域経済への深刻な影響、更には新燃岳の爆発的噴火による降灰被害等もありましたが、市民や関係機関の皆様の御協力により、これらの苦難を乗り越えてまいりました。

また、2011 (平成 23) 年に中心市街地の中核店舗が閉店しましたが、地元経済界を中心とした跡地再生の取組が始まり、2018 (平成 30) 年には新図書館、2019 年には民間商業施設の整備が予定され、中心市街地の活性化に大きな期待が高まっています。

近年では、更なる発展を目指すため、本市が持つ3つの宝である「農林畜産業」、「地の利」、「次世代を担う子どもたち」を輝かせるために、6次産業化の推進をはじめとする農林畜産業の振興、地域高規格道路都城志布志道路の早期全線開通に向けた要望活動、人間力あふれる子どもたちの育成に加え、本市の対外的 PR に力を入れて取り組んでおり、着実にその成果が上がってきているところです。

しかしながらその一方、少子高齢・人口減少社会の本格化、経済のグローバル化、社会資本の老朽化 等、様々な課題に直面しています。

特に人口減少問題は、地域経済活動の縮小はもとより、深刻な人手不足や日常生活を維持する各種サービスの低下をもたらし、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥ることが懸念されています。

これらの課題を解決するためには、市民の皆様はもちろんのこと、まちづくり協議会、NPO、民間事業者、高等教育機関等と行政が連携して、それぞれの持つ力を結集して取り組むことが不可欠です。

都市目標像「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向けて、誰もが将来に対する夢と希望を持ち、笑顔で暮らせるまちづくりに取り組む所存ですので、市民の皆様をはじめ、関係各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、慎重な御審議をいただいた都城市総合計画審議会の委員の皆様を はじめ、第2次都城市総合計画策定市民委員会の皆様や数多くの御意見をいただきました市民の皆様に 心から厚くお礼申し上げます。

> 2018 (平成 30) 年 3 月 宮崎県都城市長



# 目 次

基本構想	(序論)	1
第1章	総合計画の策定	3
1	策定の趣旨	4
2	策定の体制	5
3	計画の構成	6
第2章	都城の特性	7
1	市の沿革	8
2	位置・地勢	9
3	交通アクセス	10
4	新都城市誕生後の取組	11
第3章	これまでの都城~時代の潮流と課題	15
1	本格的な人口減少社会に備える	16
2	しごとを創る《産業・雇用分野》	23
3	くらしを守る《安全・安心・健康分野》	31
4	ひとを育む《教育・スポーツ文化・国際化・協働分野》	36
5	まちを築く《都市機能・環境分野》	41
基本構想	(本論)	47
1	基本構想の期間	48
2	目標人口	48
3	基本構想のフレーム	49
4	本市の目指すまちの姿	50
5	都市目標像	53
6	まちづくりの基本方針	54
7	行政経営の基本姿勢	58
8	総合計画の体系	59
資 料…		61
1	総合計画策定までの経過	62
2	都城市総合計画審議会	63
3	第2次都城市総合計画策定市民委員会	68
4	関係条例等	74
5	用語解説	77

# 基本構想(序論)



### 第1章 総合計画の策定

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の体制
- 3 計画の構成

#### 策定の趣旨

2006 (平成 18) 年 1 月に新「都城市」として誕生した本市は、2008 (平成 20) 年に「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像とする「第 1 次都城市総合計画」を策定し、行政を運営してまいりました。

この間、「市民が主役のまち」「ゆたかな心が育つまち」「緑あふれるまち」「活力あるまち」をまちづくりの基本理念に掲げ、様々な施策に取り組んでまいりました。

特に、合併効果を最大限に引き出すために、行財政改革に積極的に取り組むとともに、「市民が主役のまち」を具現化するために、全ての地区に、まちづくり協議会を設置し、協働のまちづくりを推進してきました。また、北諸県郡三股町、鹿児島県曽於市・志布志市とともに、都城広域定住自立圏を形成し、地域医療の拠点となる都城市郡医師会病院の移転や、「防災・経済・医療の道」として地域高規格道路都城志布志道路(以下「都城志布志道路」という。)の整備促進を実現し、南九州圏域の中心都市として大きな飛躍を遂げてまいりました。

しかしながら、少子高齢・人口減少時代が本格化し、経済のグローバル化等がより一層進んだ ことにより、ライフステージ<sup>1</sup>に対応した子ども子育て支援や健康寿命の延伸、地の利を活かし た土地利用方針の転換や中心市街地活性化、大規模災害を想定した取組等、新たな行政課題も山 積しています。

このような社会情勢の変化と新たな課題に対応していくため、本市の将来像を見据えた、総合的かつ計画的な行政運営の指針として「第2次都城市総合計画」を策定します。

本計画の策定に当たっては、第1次計画の策定と同様に市民参画を積極的に推進し、新しいまちづくりに対する提言を求めるために、「第2次都城市総合計画策定市民委員会」を「ひとを育て、まちを創る分野」と「地の利を活かし、産業を伸ばす分野」の分野別に設置しました。

また、市民意識調査に加え、学生に対してもアンケート調査を実施するなど、できるだけ多くの皆さんの意見の反映を心がけました。

さらに、基本構想の原案策定後は、パブリックコメント制度<sup>2</sup>を活用し、幅広い市民の意見の反映に努めました。そのような過程を経て検討した原案を、学識経験者等で構成する「都城市総合計画審議会」に 2017 (平成 29) 年 5 月 19 日に諮問し、3 回の審議を経て、同年 7 月 24 日に答申をいただきました。

答申 長 市議会 市 総合計画審議会 諮問 庁 議 市民委員会 「ひとを育て、 部長会議 まちを創る分野 | 「地の利を活かし、 部 会 議 産業を伸ばす分野 | 総合計画(案)作成 パブリックコメント リーダー会議 市民・団体との意見交換 策定担当者 市民・団体からの提言 事 務 局 各種アンケート 庁 内 体 制 市民参画

図表 01 第 2 次都城市総合計画の策定の体制

第1次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で構成しました。

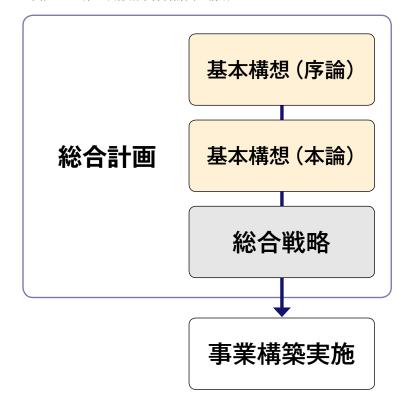
しかし、2011 (平成 23) 年の地方自治法の改正により、基本構想の策定の義務付けが廃止され、総合計画の策定そのものが地方自治体の任意とされるに至り、全国の自治体において、総合計画のフレームも多様な形態が生まれることとなりました。

このため、第2次総合計画から、総合計画にわかりやすさ(明快性)と策定後の成果の達成度(実効性)を向上させることを主眼に、長期的な視点に立ったまちづくりの指針としての「基本構想」と、その基本構想を実現するための基本的な取組方針や施策の方向性を定める「総合戦略」の2層構造をもって、本市の「総合計画」とすることとしました。

基本構想は、本市が目指す「まちの姿」や都市目標像、まちづくりの基本的な方針や方向性及び目標を示した長期的視点に立った計画です。

一方、総合戦略は、基本構想に基づき実施すべき施策やその方向性、優先的に取り組むべき課題に的確に対応するための重点プロジェクト等を示したもので、重要業績評価指標 (KPI) を掲げるなど、「選択と集中 | を重視した計画とします。

図表 02 第 2 次都城市総合計画の構成



#### 【基本構想 (序論)】

総合計画策定に当たっての現状と 課題の整理・分析

#### 【基本構想(本論)※】

目標人口 本市の目指すまちの姿 都市目標像 まちづくりの基本方針 行政経営の基本姿勢 ※議決対象

#### 【総合戦略】

施策 施策の方向性 重点プロジェクト KPI(重要業績評価指標)

総合戦略に基づき、各年度の事業 を構築し、実施

### 第2章 都城の特性

- 1 市の沿革
- 2 位置・地勢
- 3 交通アクセス
- 4 新都城市誕生後の取組

#### ■ 島津発祥の地

島津荘は、平安時代 (11世紀) に平季基 (たいらすえもと) がこの地を開発し、摂関家に寄進したのが始まりとされています。当地、都城は、薩摩・大隅・日向3ケ国にまたがる日本一の大荘園「島津荘(しまづのしょう)」の中心地でした。

鎌倉時代(12世紀末)に、源頼朝から島津荘地頭職に任命された惟宗忠久(これむねただひさ)は、後に「島津」と名乗るようになりました。これが島津氏の始まりであり、都城を「島津発祥の地」とする由縁です。その後、足利将軍家から北郷(ほんごう)の地(都城盆地西部)を与えられた、島津家4代忠宗の子資忠(すけただ)は地名をとって「北郷(ほんごう)」を名乗り、2代義久は、都島に山城を築き、その城の名を「みやこのじょう」と呼びました。これが「都城」という地名の由来となったといわれています。

16世紀中頃、有力領主が割拠していた都城盆地を北郷家8代の忠相(ただすけ)が平定しました。

現在の霧島市や曽於市周辺まで拡大した北郷家の支配領域は「都城」と呼ばれるようになり、10代時久のころ、その支配領域はピークに達します。

豊臣秀吉による太閤検地後、北郷家は祁答院(けどいん)へ移され、 都城は伊集院氏が治めることになりますが、庄内の乱における活躍 で 1600 (慶長5) 年に都城へ復帰します。

北郷家は、江戸時代を通じ、鹿児島藩最大の「私領」として、藩の直轄地である山之口・高城・高崎を除く都城を統治しました。 1663(寛文3)年には、北郷姓を島津姓に改め、都城島津家として繁栄しました。



鉄錆地南蛮胴具足

#### ■ 市町村合併

明治維新を迎え、1871 (明治4)年の廃藩置県後に行われた改置府県により、大淀川以南の日向国と大隅半島を県域とする都城県が誕生しました。しかし、1873 (明治6)年1月に、日向国一円を宮崎県とする布告が出され、都城県は僅か1年余りでその歴史を終えました。1876 (明治9)年には宮崎県は鹿児島県に併合されましたが、1883 (明治16)年に再び宮崎県が置かれることになり、都城市域は宮崎県に属することになりました。1889 (明治22)年5月に町村制が施行され、都城市域には、都城町、沖水村、五十市村、志和池村、庄内村、中郷村、山之口村、高城村、山田村、高崎村の1町9村が誕生しました。1891 (明治24)年には庄内村から西岳村が分村し、1町10村となりました。

1924 (大正 13) 年には、都城町が市制を施行しました。また、庄内村 (1924 (大正 13) 年)、高城村 (1934 (昭和9)年)、高崎村 (1940 (昭和15)年)、山田村 (1953 (昭和28)年)、山之口村 (1964 (昭和39)年) もそれぞれ町制を施行しました。

その後、都城市は沖水・五十市両村(1936(昭和11)年)、志和池村(1957(昭和32)年)、 荘内町(1965(昭和40)年)、中郷村(1967(昭和42)年)と合併し、平成を迎えました。2000(平成12)年から地方分権一括法が施行され、市町村の役割がますます重要となる中で、2006(平成18)年1月1日に、都城市・山之口町・高城町・山田町・高崎町の1市4町が対等合併し、現在の都城市が誕生しました。

#### ■ 位置・地勢

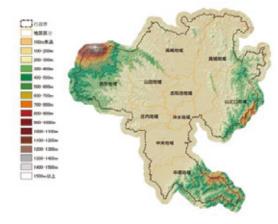
本市は、東西・南北とも約36km、面積は653.36kmであり、宮崎県総面積の8.4%を占めています。宮崎県の南西部に位置し、北西に霧島連山、東に鰐塚山系等、三方を山に囲まれて広大な盆地を形成し、南は大きく開け、志布志湾に達しています。

水利は、地下水や湧水に恵まれるとともに、35本に及ぶ1級河川大淀川の幹川・支川、1本の2級河川、その他の普通河川があり、水量は豊富です。

また、湾岸線はなく、東方に日向灘、南方に志布志湾、西方に錦江湾があり、海岸線からの直線 距離はおおむね 30km 程度です。

本市の標高最高点は、北西部に位置する高千穂峰付近 1,574m であり、都城盆地を形成する南部の中郷地域や東部の山之口地域の市境界沿いにも、700m を超える山地が連なっています。標高がおおむね150m 前後の盆地中央部には、一級河川の大淀川が南から北へ貫流し、その周囲に市街地、集落地や水田が広がっています。

さらに、その周辺部は中央部から一段高くなり、標高 200 ~ 300m のシラス台地が形成されています。



都城市地形図

#### ■ 地質・気候

本市の地質は、盆地周縁の山地と盆地底の土台を形成する四万十累層群<sup>3</sup>上部の日向層群<sup>4</sup>、新第三紀鮮新世<sup>5</sup>の火山活動に伴う溶岩、盆地を埋積した第四紀の堆積物からなります。

第四紀<sup>6</sup>の堆積物の中には、南九州各地の火山から噴出した火山砕屑物が多数認められ、なかでも約3万年前の姶良カルデラの巨大噴火に伴う噴出物であるシラス<sup>7</sup>(入戸火砕流堆積物)は、広大な台地を形成しています。シラス台地上は、水の便が乏しく、大部分は畑地又は原野です。

一方、台地よりも一段低い沖積地<sup>8</sup>は重要な農耕地で、水利が良く土質も良好なため水田が多くなっています。市内一帯は、シラス・アカホヤ<sup>9</sup>・ボラ<sup>10</sup>が広く分布した特殊土壌地帯です。

本市の気候は、夏冬や昼夜の温度差が大きく、四季を通じて風力は弱いため、霧の発生や夏の雷が多く、積雪はほとんどありませんが、夜間の冷え込みが厳しく霜が比較的出やすいといった、盆地特有の内陸性気候です。また、冬には本市の北西部に位置する霧島山系から「霧島おろし」と呼ばれる季節風が吹くことも特徴的です。

2016 (平成 28) 年度における平均気温は 17.7 度 (最高 36.9 度、最低 -7.2 度) であり、年間 の降水量は 3,619mm となっています。

#### ■ 交通アクセス

本市は、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、鉄道は、JR日 豊本線、JR吉都線の2本の鉄道が走り、また40km圏内には国から重要港湾の指定を受けている志布志港や油津港、さらに宮崎空港と鹿児島空港が位置するなど、陸・海・空の条件が整っています。

都城志布志道路は、本市を起点に鹿児島県曽於市を経由して志布志市に至る延長約 44km の 自動車専用道路であり、着実に整備が進められており、本市が南九州圏域において陸・海・空か らの交通アクセスがバランスよく、「地の利」のあるまちとして、拠点性と求心力の一層の充実が 期待されています。



都城市周辺の主要交通インフラ(市勢要覧)

#### ■ 都城市総合文化ホールの整備

旧都城市民会館の老朽化に伴い、地域の特性を活かした芸術文化振興と自主的・主体的なまちづくりを積極的に誘導する施設として、2006(平成18)年10月に都城市総合文化ホールをグランドオープンしました。



都城市総合文化ホール

#### ■ 南九州大学の移転開学

2006 (平成 18) 年7月、県内で南九州大学を 運営する学校法人南九州学園から立野町にある大 学予定地へのキャンパス移転の申し入れがあり、 同年8月に公私協力方式による都城キャンパス への移転開設について基本合意を締結しました。

2007 (平成 19) 年 3 月末に同学園と南九州大学都城キャンパス開設に伴う協定を締結し、前大学の閉鎖から 6 年が経過した 2009 (平成 21) 年 4 月に南九州大学都城キャンパスが移転開学しました。



南九州大学都城キャンパス

#### ■ 都城広域定住自立圏共生ビジョンの策定

安心して暮らせる地域を形成し、三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、南九州圏域への人の流れを創出するために、2009 (平成 21) 年 4 月に、広域救急医療体制の整備・充実、都城志布志道路の整備促進及び圏域マネジメント能力の強化を柱とした都城広域定住自立圏の中心市宣言を行いました。

そして、同年 10 月に、本市と広域的・歴史的に繋がりのある三股町、曽於市、志布志市との間で協定を締結のうえ、都城広域定住自立圏共生ビジョンを策定し、本ビジョンに基づき事業を展開しています。

#### ■ 都城島津邸の開館

2010 (平成22) 年3月に、都城島津家の史料を中心に保存・展示する博物館施設「都城島津邸」が開館しました。同施設は、本市の文化財保存施設、郷土学習・交流の場、観光の拠点として位置づけ、集客力向上を目指して様々な事業を展開しています。



都城島津邸

#### ■ 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生、新燃岳の爆発的噴火

南九州圏域一帯が日本有数の畜産地帯であるなか、2010 (平成22)年4月に宮崎県内で発生した口蹄疫及び2011 (平成23)年1月に発生した高病原性鳥インフルエンザは、畜産のみならず地域経済に深刻な影響をもたらしました。

また、2011 (平成23)年1月26日以降、新燃岳が爆発的噴火を繰り返し、市内全域に大量の火山灰が降り注ぎ、市民に多大な影響と不安を与えました。特に、高千穂峰の麓及び丘陵地帯の西岳地区、山田町の一部では、降雨時に降灰に



噴煙を上げる新燃岳

よる土石流の発生の恐れが高まり、火山灰の除去対策と人命を最優先とする避難対策を関係機関 等の協力を得ながら実施しました。

#### ■ まちづくり協議会、学校運営協議会の設置

災害リスクに対応できる自助、共助の力を最大限に高め、協働による地域内分権を推進するため、2011 (平成23)年度から2015 (平成27)年度にかけて、まちづくり協議会が市内全15地区"に設置されました。

また、学校教育においては、2013 (平成25)年度に、市内の全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域社会が一体となって、積極的な教育支援体制を各校に確立してきました。

#### ■ 都城志布志道路の整備促進

南九州圏域の命と暮らしを守る「防災・経済・ 医療の道」である都城志布志道路の整備が順調に 進められ、2011 (平成 23) 年に五十町 IC 〜梅 北 IC 間が、翌 2012 (平成 24) 年に平塚 IC 〜 五十町 IC 間が開通しました。



都城志布志道路開通式(五十町IC ~梅北IC)

#### ■ 高次救急医療施設の移転

南九州圏域の中心都市として地の利を活かした取組も積極的に推進してきました。

本市の南部にあった都城救急医療センター、都城健康サービスセンター及び都城市郡医師会病院は、1985(昭和60)年に開設されて以来30年もの間、24時間365日休むことなく稼働してきたため施設の老朽化が著しく、また、需要に対応して増床する必要もありました。



都城市郡医師会病院

このため、2008 (平成 20) 年度から都城市北諸県郡医師会と共同で新築移転事業に取り組み、2015 (平成 27) 年4月に、市の地理的中心エリアで、より高次の第三次救急医療施設 <sup>12</sup>へのアクセスに優れた都城 IC の近くに移転しました。

#### ■ 都城インター工業団地の整備

地の利を活かして企業立地を積極的に推進するため、2013 (平成25)年9月に都城インター工業団地大井手地区の造成を完了し、翌年には分譲を完了しました。同時期に開発を進めた都城インター工業団地穂満坊地区についても、2014 (平成26)年11月に一部分譲を開始し、2016 (平成28)年3月までに造成を全区画完了し、順調に分譲を進めています。



都城インター工業団地

#### ■ 都城市クリーンセンターの整備

ごみ量の増加、ごみ質の多様化等に伴い、旧清掃工場では、老朽化が著しく、安定的なごみ処理に支障を来す状況になったため、2015(平成27)年3月から、新たなごみ焼却施設であるクリーンセンターを稼動しました。



都城市クリーンセンター

#### ■ スポーツランド都城の推進

観光分野においては、「スポーツランド都城」を積極的に推進し、様々なスポーツ団体のキャンプや合宿、大会開催等、多くの経済波及効果を生み出すスポーツ観光の誘致に取り組んできました。

#### ■ 対外的 PR、地方創生の推進

牛・豚・鶏をはじめ、大弓・木刀、焼酎など全国に誇れる地域資源がありながら、全国的には知名度が伸び悩んでいた状況であったため、2014(平成26)年7月に書家紫舟氏によるPRロゴを作成して、対外的PRに戦略的に取り組みました。

また、同年 10 月に大幅にリニューアルを実施 したふるさと納税では、寄附者に届けるお礼の特 産品を「肉と焼酎」に限定した結果、全国からの寄



リニューアルしたふるさと納税のお礼の特産品

附金額が急増し、2015 (平成 27) 年度と 2016 (平成 28) 年度の 2 年連続で、寄附件数・寄附額ともに全国 1 位となりました。

少子高齢・人口減少社会への対応は本市においても喫緊の課題であり、その対策と南九州圏域の中心都市として更なる発展を実現するため、2016 (平成 28) 年3月に「まち・ひと・しごと 創生総合戦略」を策定し、地方創生の推進に向けて取り組んでいます。

#### ■ 都城市新市誕生 10 周年記念式典の開催

都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町が 合併し、新都城市が誕生してから 2016 (平成 28) 年 1 月で 10 周年を迎えました。

このことを記念して、同年2月5日に都城市総合文化ホールにおいて、都城市新市誕生10周年記念式典を挙行し、記念映像の放映、功労者654人に対する表彰式、出席者全員による都城市歌の斉唱のほか、元総務大臣の増田寛也氏による記念講演を行いました。



都城市新市誕生10周年記念式典

#### ■ 山之口スマートICの開通

2016 (平成 28) 年9月には、九州縦貫自動車 道宮崎線に山之口スマートIC が開通しました。

東九州自動車道の宮崎市〜北九州市間の全線 開通と相まって、本市の東の玄関口として、利便 性がさらに向上し、防災・経済・医療の面での整 備効果に期待が高まっています。



山之口スマートIC開通式

#### ■「教育の日」の制定

1872 (明治5) 年2月18日、当時の都城県の参事(現在の県知事に相当) に着任した桂久武が都城県を治めるに当たっての3つの方針を示しました。そのうちの1つが「学業を奨励して人材を育成する」こととされており、学業の振興や人材育成の大切さを示していました。

この方針に由来して、本市では2016 (平成28)年に2月18日を「都城教育の日」と定め、市民みんなで、よりよき社会を構築するために、一人ひとりが学びについて考え、理解と関心を高める原点の日としました。



桂 久武

#### ■ 都城市文化振興条例の制定

文化芸術振興基本法では、地方公共団体の文化芸術の振興に関する責務が明記され、文化振興 条例の制定や文化振興ビジョン策定の動きが広がりました。

そのことを受けて、2016 (平成 28) 年 4 月 1 日、市民の文化活動の充実及び文化振興施策を推進し、心豊かで潤いのある市民生活と活力ある地域社会を実現するために、県内で初めてとなる都城市文化振興条例を制定しました。

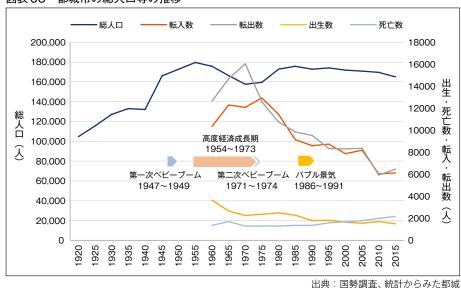
### 第3章 これまでの都城~時代の潮流と課題

- 1 本格的な人口減少社会に備える
- 2 しごとを創る《産業・雇用分野》
- 3 くらしを守る《安全・安心・健康分野》
- 4 ひとを育む 《教育・国際化・協働分野》
- 5 まちを築く 《都市機能・環境分野》

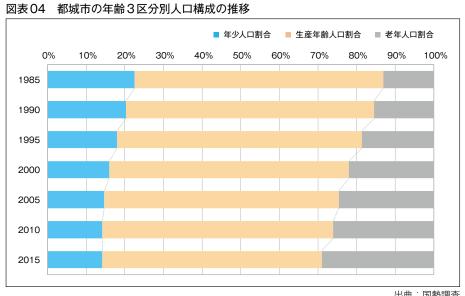
#### ■ 本格的な人口減少社会の到来

本市の総人口は、1980 (昭和55)年から1995 (平成7)年まで、ほぼ横ばい状態で推移して きたものの、その後は減少に転じ、現在まで緩やかな人口減少が続いています。2015 (平成27) 年の総人口は、2010 (平成 22) 年の総人口 169.602 人から 4.573 人の減少 (減少率▲ 2.7%) となっており、1年に1,000人近い人口減少となってきています。また、2015(平成27)年の 総人口 165,029 人に対し、65 歳以上人口は、47,626 人 (総人口の 29.0%) であり、生産年齢 人口の減少が地域経済に与える影響に注視していく必要があります。

本市においても、人口減少を最小限にとどめるための施策を展開し、減少幅を抑制するととも に、人口減少社会に対応した体制を構築することが喫緊の課題となってきています。



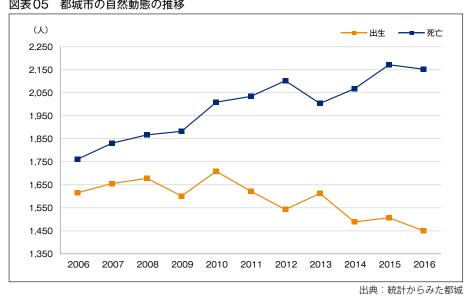
図表 03 都城市の総人口等の推移



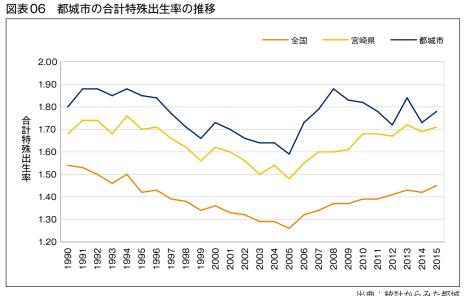
出典: 国勢調査

本市人口の自然動態をみると、2010 (平成22)年をピークに出生数が減少に転じています。 一方、死亡数は増加傾向にあります。

本市の合計特殊出生率18の推移をみると、全国や宮崎県全体の数値と比較して総じて高い水準 を示していますが、2008 (平成20)年を境に減少傾向に転じています。第一子出産平均年齢が、 2006 (平成 18) 年から 2013 (平成 25) の 7年間で 1.6 歳も上がっており、今後、晩産化が進み、 さらに合計特殊出生率が低下することが考えられます。



図表 05 都城市の自然動態の推移



出典:統計からみた都城

(歳) 第二子出産平均年齢 30.5 30.0 29.5 29.0 出産平均年齢 28.5 28.0 27.5 27.0 26.5 26.0 25.5 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013

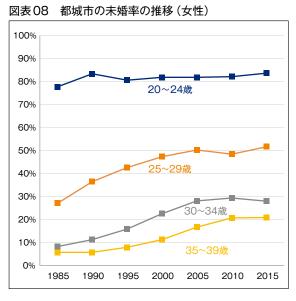
図表 07 都城市の出産平均年齢の推移

出典:住民基本台帳

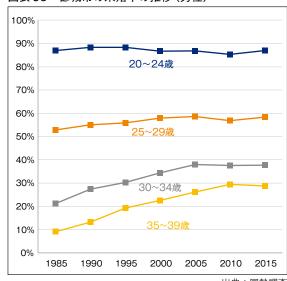
本市の女性の未婚率をみると、20歳から24歳までの女性の未婚率が1990(平成2)年以降 ほぼ横ばいで推移している一方、25歳から39歳までの未婚率は大幅に上昇しています。

対して、男性の未婚率は、20歳から29歳までの未婚率が1990(平成2)年以降ほぼ横ばい で推移している一方、30歳から39歳までの未婚率が大幅に上昇しています。

これは全国的な傾向であり、女性の社会進出や結婚に対する価値観の多様化、非正規雇用の増 加による収入不安等によるものと推測されています。



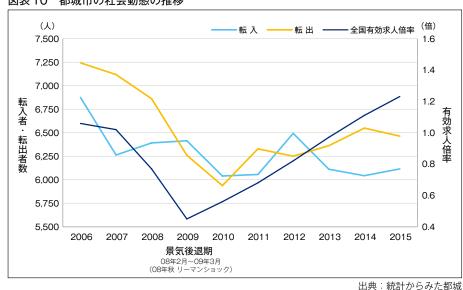
図表 09 都城市の未婚率の推移(男性)



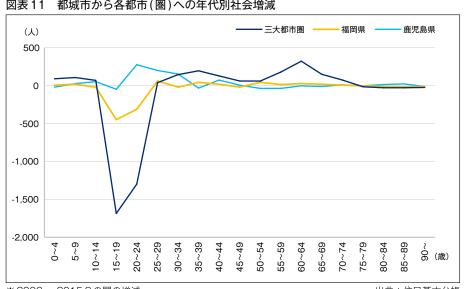
出典:国勢調査

本市の転入・転出による人口変化を表す社会動態と全国の有効求人倍率を示すグラフを重ね てみると、2008 (平成 20) 年のリーマンショック ¼ による全国的な景気の冷え込みが本市の転 出入の増減に影響を与えていることが伺えます。景気悪化による有効求人倍率の下落に伴い、U ターン等で本市への人口流入が進む一方、景気回復による有効求人倍率の上昇に伴い、本市から 都市部に向けての転出に拍車がかかっていることが推察されます。

年代別の社会増減を地域別にみると、三大都市圏や福岡県については、15歳から24歳まで の層を中心に大幅な転出超過となっています。一方、20歳代を中心に、鹿児島県からの転入があ り、南九州圏域における本市の吸引力をみることができます。



図表 10 都城市の社会動態の推移



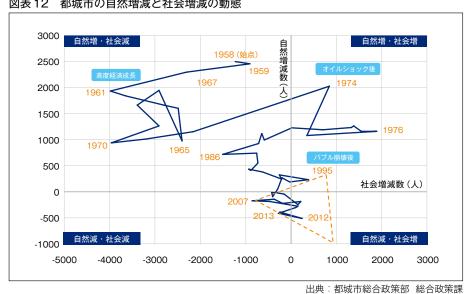
図表 11 都城市から各都市(圏)への年代別社会増減

※ 2006 ~ 2015.9の間の増減

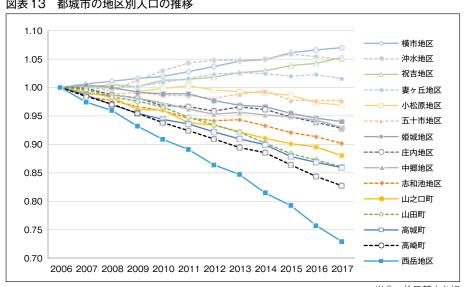
出典:住民基本台帳

本市の人口の自然動態の変化と社会動態の変化の動向を、1958 (昭和33)年を始点として直 近の2013(平成25)年の間でみると、高度経済成長期における「自然増・社会減」の動態から、 オイルショック後は「自然増・社会増」に転じ、1983 (昭和58)年から1998 (平成10)年にか けては、1995 (平成7)年を除いて「自然増・社会減しとなっています。

1999 (平成 11) 年以降は「自然減」が続いており、近年における自然動態、社会動態の増減幅 は、高度経済成長期の増減幅と比較するとかなり縮小しています。



図表 12 都城市の自然増減と社会増減の動態



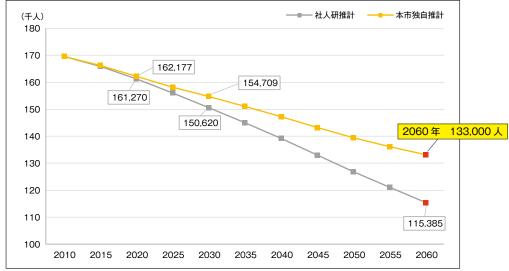
図表 13 都城市の地区別人口の推移

出典:住民基本台帳

本市の地区別総人口の推移を 2006 (平成 18) 年の値を基準として見てみると、横市地区・祝吉地区等が人口増加傾向にあるのに対し、西岳地区、高崎町、高城町、山田町、山之口町の順に人口減少傾向が大きいことがわかります。特に、西岳地区は、人口減少のスピードが他地区よりも速く、20%超の人口減となっており、集落機能の維持が喫緊の課題となっています。

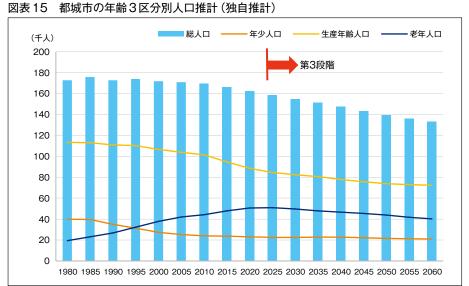
これらの状況を踏まえ、2016 (平成 28) 年に、本市が独自に推計した人口ビジョンでは、2060 年の本市の総人口を概ね 13万3千人と推計し、2030 年までに段階的に合計特殊出生率を 2.07 まで上昇させる一方、49 歳以下人口の転出超過を段階的に約30%抑制し、2030 年から 2060 年まではその数値を維持する目標を設定しました。

この前提で推計した場合、年齢3区分別人口をみると、2025年には、老年人口も減少に転じ、 年少人口、生産年齢人口の3区分のいずれもが減少する段階(第3段階)に突入します。



図表 14 都城市の将来人口推計(独自推計)

出典:国立社会保障・人口問題研究所/都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略



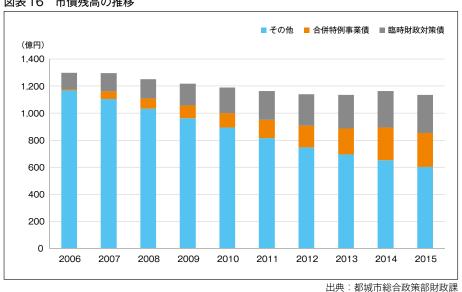
出典:都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### ■ 選択と集中による施策の展開

1市4町の合併後は、市町村合併によるスケールメリット 15 等を最大限に活かした職員数の大 幅な削減、事務事業の効率化によるコスト削減及び繰上償還による市債残高の縮減等財政の健全 化に主眼を置いた改革を着実に進め、一定の成果をあげてきたところです。

一方、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来による社会保障費の増加や、老朽化した公共施 設やインフラの維持管理・更新、多様化・高度化する市民ニーズへの対応、地方交付税の段階的 な削減等を考慮すると、今後、財政状況は厳しくなることが予想されます。

そのため、選択と集中により真に必要な施策に絞るとともに、従来の発想にとらわれない創造 的な改革に取り組むことが必要です。



図表 16 市債残高の推移

#### ■ 広域連携の推進

2014 (平成 26) 年度に「地方からの人口流出がこのまま続くと、本世紀半ばには全国の約半 数の自治体が消滅する可能性がある。| との日本創成会議 『 での研究結果が公表されました。

本市は、比較的人口減少の少ない部類に位置づけられていましたが、近隣市町とともに南九州 圏域の都市圏を維持していく必要があります。

特に、本市は南九州圏域の中心都市として、様々な都市機能の強化を図り、圏域全体の人口流 出に歯止めをかけるダム機能を果たしていく必要があります。

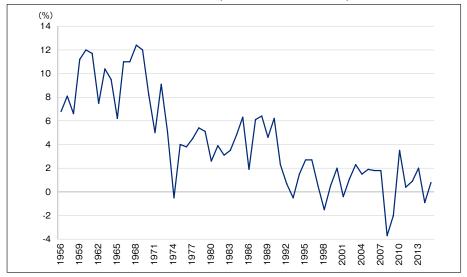
また、南海トラフ巨大地震『を想定して、宮崎県南部地域での後方支援に求められる機能につ いて、自治体間の連携を図りながら、本市が有する地理的特性・優位性を活かし、後方支援体制 を確立する必要があります。

#### ■ 国内外の経済の動向

中国、インドをはじめとするアジア地域の経済成長が著しく、世界経済は大きく変わりつつあります。これらの地域では、富裕層が飛躍的に増加し、先進国の製品を消費する新たな市場となっています。

一方、イギリスのEU離脱をはじめ、アメリカのTPP(環太平洋経済連携協定)<sup>18</sup>交渉からの離脱等、世界経済を取り巻く状況は、非常に不透明なものとなってきています。また、テロリズムとの戦いや中国とアジア諸国との軋轢等世界の政治の動きも経済発展に大きな影響を及ぼす状況になってきています。

日本経済については、経済成長率<sup>19</sup>の推移をみると、長期的な傾向としては、「高度成長」から「安定成長」、「低成長」へと移り変わるにつれて経済成長率が段階的に低下しており、グローバリズムの変化の兆しにどのように対応していくかが課題となってきています。



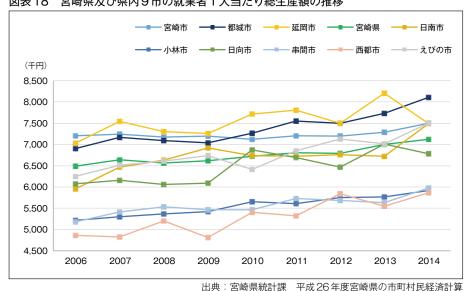
図表 17 日本における経済成長率の推移 (実質 GDP の対前年度比)

出典:内閣府 年次経済財政報告 長期経済統計

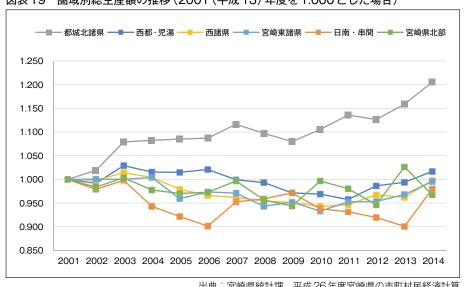
#### ■ 地域経済の動向

県内主要都市の1人当たりの総生産額の推移をみると、近年は着実に増加しており、2014(平 成26)年度は、県内第1位となりました。

また、2001 (平成 13) 年度を基準 (1.000) とした場合の圏域別総生産の伸び率の推移をみる と、都城北諸県圏域は、県内の他の圏域に比べて大きく伸びてきており、着実に生産力を上げて きている状況が伺えます。



図表 18 宮崎県及び県内 9市の就業者 1 人当たり総生産額の推移



図表 19 圏域別総生産額の推移(2001(平成13)年度を1.000とした場合)

出典:宮崎県統計課 平成26年度宮崎県の市町村民経済計算

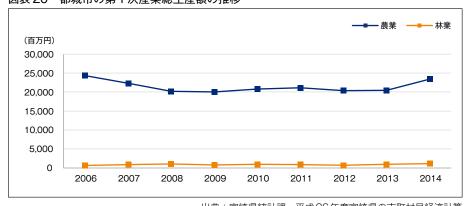
#### ■ 第1次産業の状況

本市の農林畜産業は、肉用牛、豚、ブロイラー等の畜産部門を中心に全国でも有数の農業産出 額であることや、古くからお茶や焼酎原料用の甘しょ等の栽培が盛んであることから、基幹産業 と位置づけられ、安全で安心な食料供給等を通じて国民生活を支えています。しかしながら、国 の農林業センサスによると、本市の農業従事者の平均年齢は、2010 (平成 22) 年調査の 65.3 歳に対し、2015 (平成27)年調査では66.7歳と高齢化が確実に進んでいます。

さらに、農業就業者人口が著しく減少しているという構造的な課題を抱えていることに加え、 TPP 発効の如何に関わらず、国際的な視野に立った競争力の向上も求められている中、農林畜 産業が持続的に発展するためには、担い手の確保と農業所得の向上が課題です。

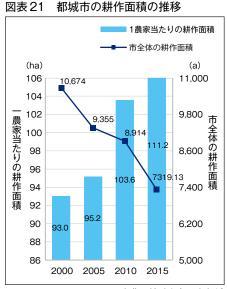
第1次産業総生産額の推移をみると、農林業のいずれも2008(平成20)年以降はほぼ横ばい の状態で推移していましたが、2014 (平成26)年の農業総生産額が伸びています。

一方、耕作面積の推移をみると、市全体の耕作面積が減少していますが、1農家当たりの耕作 面積は増えており、経営規模の拡大が進んでいます。この背景には、農業生産の機械化や法人化 が寄与していると考えられます。

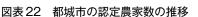


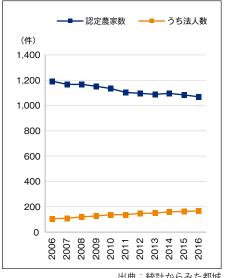
図表 20 都城市の第1次産業総生産額の推移

出典:宮崎県統計課 平成26年度宮崎県の市町村民経済計算



出典:統計からみた都城



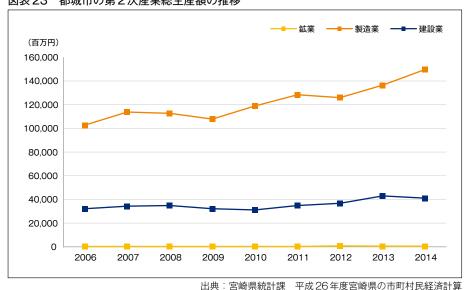


出典:統計からみた都城

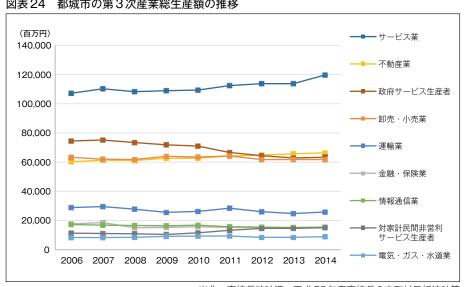
#### ■ 第2次・第3次産業の状況

第2次産業総生産額の推移をみると、製造業の総生産額が伸びています。

第3次産業総生産額は、サービス業は微増傾向ですが、それ以外の業種は横ばい又は減少傾向 で推移しています。



図表 23 都城市の第2次産業総生産額の推移



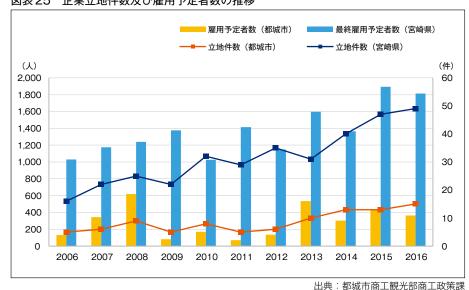
図表 24 都城市の第3次産業総生産額の推移

出典:宮崎県統計課 平成26年度宮崎県の市町村民経済計算

#### ■ 企業立地の促進

都城志布志道路や宮崎自動車道山之口スマートICの整備が進み、交通アクセスに恵まれた南九州圏域の物流拠点としての地位を確立しつつあります。そのため、企業進出の基盤となる新たな工業団地の整備を進め、産業を振興することが必要です。

また、地域経済を支える健全な企業を育てるためには、長期に安定した経営基盤を確立する必要があります。

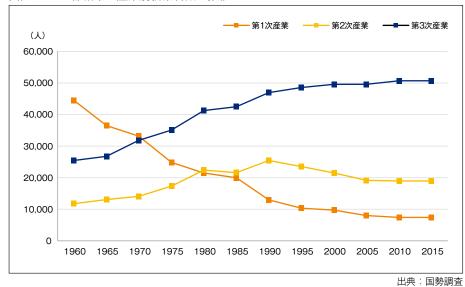


図表 25 企業立地件数及び雇用予定者数の推移

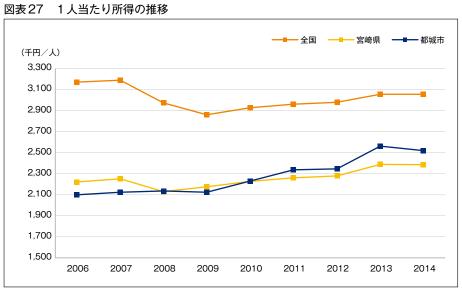
#### ■ 本市の就業者数等の状況

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業に従事する就業者数が著しく減少しているのに対し、第3次産業は概ね増加傾向にあります。また、第2次産業は1980(昭和55)年頃まで増加傾向にありましたが、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

また、1人当たり所得の推移を比較すると、宮崎県は全国の約8割しかなく、都城市も県平均よりは若干高いものの、同水準にとどまっています。



図表 26 都城市の産業別就業者数の推移



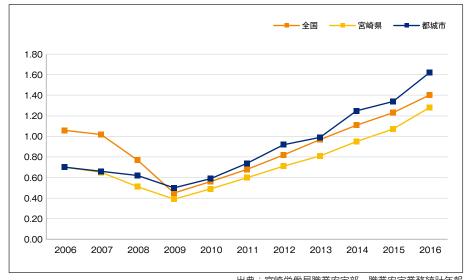
出典: 内閣府 県民経済計算 宮崎県統計課 宮崎県の市町村民経済計算、都城市総務部情報政策課 宮崎県市町村現住人口から算出

#### ■ 雇用の促進

本市の雇用情勢は、改善傾向が継続しており、近年の有効求人倍率は全国平均、宮崎県平均の いずれも上回る水準で推移しています。しかし、人材不足が深刻化している業種も増えてきてお り、少子高齢・人口減少社会を踏まえると、本市経済の活力を維持していくためには、若年者を はじめ、働く意欲のある女性や高齢者等、産業界が必要とする人材を幅広く確保するとともに、 雇用の安定化及び働き方改革の推進を図ることが必要です。

また、企業活動の維持・拡大を行う上で必要な専門的な技術、技能、知識を持つ人材が不足す るとともに、若年者の離職率が高い状況にあります。そのため、産業構造や経営環境の変化に的 確に対応した人材育成の取組が一層重要となっています。

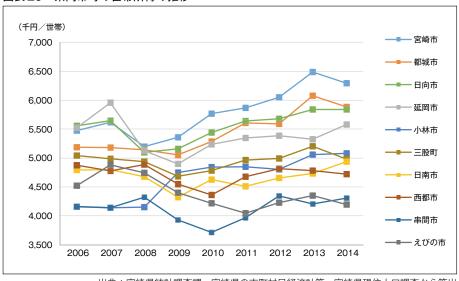
所得についても、2009 (平成21) 年以降は上昇していますが、全国と比較すると低い状況に あります。そのため、市民一人ひとりの安定した経済基盤を確立するための取組が必要です。



図表 28 有効求人倍率の推移

出典: 宮崎労働局職業安定部 職業安定業務統計年報





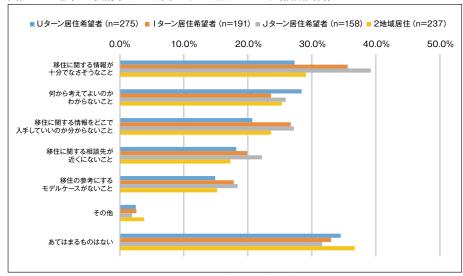
出典:宮崎県統計調査課 宮崎県の市町村民経済計算 宮崎県現住人口調査から算出

#### ■ 移住、定住の促進

国が行った東京在住者を対象とした移住に関する意向調査において、移住に関する情報が十分 でないと感じている人が約4割いることが発表されており、移住希望者のニーズに応じた取組が 必要です。

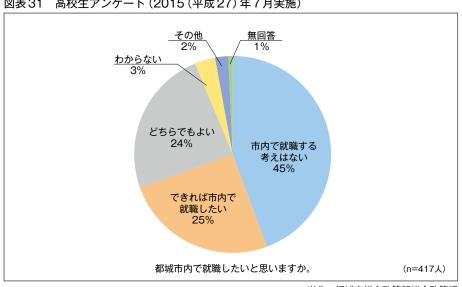
また、2015 (平成27)年に実施した本市内の高校生を対象にしたアンケートでは、「市内で就 職する考えはない | という意見が 45%を占めていますが、一方で「できれば市内で就職したい | という意見が25%、「どちらでもよい」という意見が24%あります。

本格的な少子高齢・人口減少社会が到来する中、地域を支える担い手を確保するためにいかに 若者を定住させるかが課題です。



図表30 移住を検討する上で困っている点について(複数回答)

出典:2014(平成26)年 「まち・ひと・しごと創生会議」公表資料



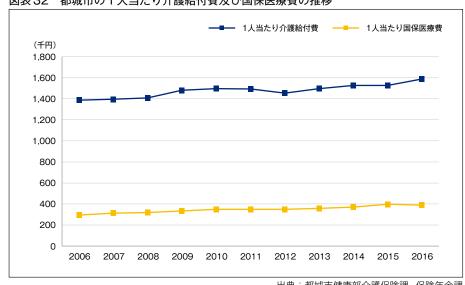
図表31 高校生アンケート(2015(平成27)年7月実施)

出典:都城市総合政策部総合政策課

#### ■ 健康づくり

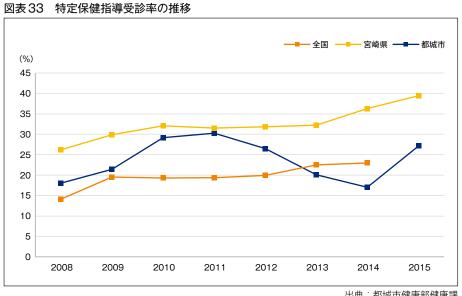
子どもから高齢者まですべての人々が生きがいを感じ、その人らしい生活を維持しながら、安 心して暮らせるまちづくりを目指すには、市民一人ひとりが健康に対する高い意識を持つことは もちろん、市民と行政が一体となって、健康づくりの環境を整えることが必要です。

しかし、生活習慣の変化や高齢化の影響により、生活習慣病®や寝たきりの高齢者が増加し、 医療費や介護給付費の増加は続いている状況にあり、生活習慣病予防の観点から、各種健康診査 の受診率の向上を図るなど、更なる健康づくりに向けた取組が必要となっています。



図表 32 都城市の 1 人当たり介護給付費及び国保医療費の推移

出典:都城市健康部介護保険課、保険年金課



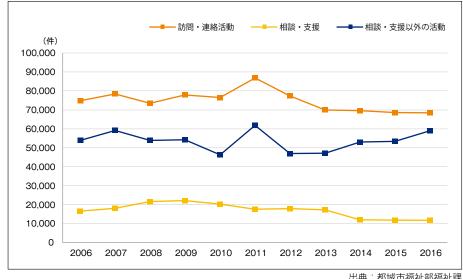
出典:都城市健康部健康課

## ■ 福祉の充実

高齢者福祉については、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、各種サービスの充 実及び向上を図る必要があります。

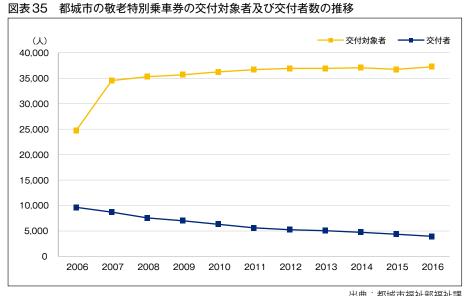
また、障がい者福祉については、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等を地域において包括的に提供でき るよう取り組む必要があります。

さらに、地域福祉を充実するためには、地域福祉に係わる人材の確保、育成及び資質の向上を 図る取組を推進し、地域の身近な相談役として活動する民生委員・児童委員及び多様な職種や関 連する機関との連携を図ることが必要です。



図表34 民生委員・児童委員の活動状況の推移

出典:都城市福祉部福祉課



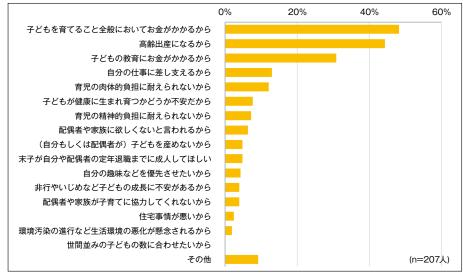
出典:都城市福祉部福祉課

#### ■ 結婚・出産・子育ての支援

子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。経済的理由等による将来への不 安から少子化が急速に進行しており、また情報化の進展や地域コミュニティの希薄化等により、 子育てに対する孤立感や負担感が増加しています。一方、女性の社会進出や価値観の多様化等に より、教育・保育に対するニーズが増加してきており、地域の実情に応じたきめの細かい子育て 支援が望まれています。

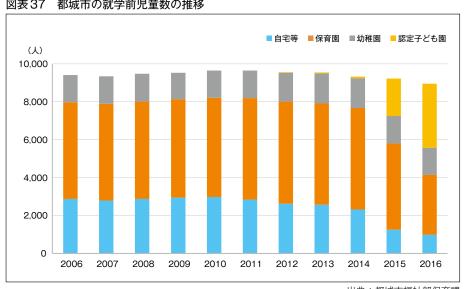
このような教育・保育に対するニーズや幼稚園児童数の減少に対応するため、国は幼保一元化 を推進しており、本市でも認定こども園の数が、近年、増加しています。

結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを生み育てる ことができ、すべての子どもが地域住民に見守られながら健やかに育つ環境整備が必要です。



図表36 子どもの数が少ない理由(複数回答)

出典:2014 (平成26) 年度 宮崎県 結婚・子育て意識調査



図表37 都城市の就学前児童数の推移

出典:都城市福祉部保育課

#### ■ 大規模災害への対応

我が国では、今後30年以内に、首都直下地震(M7クラス)や南海トラフ巨大地震(M8~9 クラス)が70%程度の確率で発生することが公表されています。特に、南海トラフ地震では、津 波により県下沿岸部全域において甚大な被害が想定されるため、災害対策の広域連携の一環とし て、内陸部から沿岸地域に対する後方支援活動の実施体制を構築する必要があります。また、こ のような地震に加えて、異常気象による局地的な豪雨災害や台風被害等も度々発生し、大規模災 害に対する市民の危機管理に関する意識や、地域や企業と連携した防災体制確立の重要性が高 まっています。

2016 (平成 28) 年に策定された宮崎県国土強靱化地域計画等を踏まえ、確実に迫り来る巨大 災害や、高まる自然災害リスクに備え、安全・安心の確保に向けた取組が必要です。



図表38 後方支援のイメージ

図表39 都城市で被害の大きかった風水害

発生日		災害名	人的被害			住家被害		浸水被害	
		火 古石 	死亡	重傷	軽 傷	全 壊	半壊	床上	床下
2005.9.4 ~	6	台風14号	1	2		2	81	70	159
2006.7.21 ~ 2	23	大 雨		1				7	
2007.7.12 ~ 1	5	台風 4号			3				
2010.7. 2 ~	4	大 雨	1			2	2	37	46
2011.9.15 ~ 2	21	台風15号		1				9	76
2015.8.24 ~ 2	25	台風15号			5				

出典:都城市地域防災計画から抜粋

#### ■ 救急・医療体制の確保

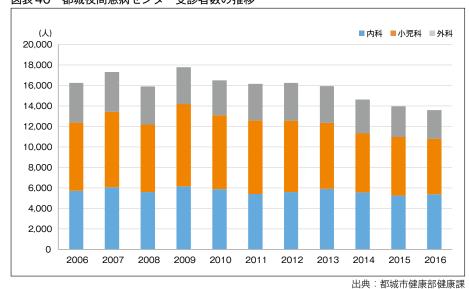
都城北諸県医療圏では、本市が設置している都城夜間急病センター(初期夜間救急)、都城健康サービスセンター(臨床検査部門)と二次救急<sup>21</sup>を担う都城市郡医師会病院の3施設による相互連携により、24 時間 365 日、切れ目のない救急医療を、都城市北諸県郡医師会とともに提供してきました。

このうち、都城夜間急病センターについては、小児科医師をはじめとする医療従事者の不足や 管理運営経費の増大といった厳しい運営状況にあります。

このような状況の中、本市の南部に位置している3施設の位置的偏在の解消、施設・設備の老朽化・狭隘化問題への対応及び県西という広範な南九州圏域を見据えた救急医療提供体制の構築等の観点から、3施設を一体的に、アクセス性に優れた都城ICに近接したエリアに、都城地域健康医療ゾーンとして、2015(平成27)年4月に新築移転しました。

今後も、県立病院のない県西地区の拠点施設となる都城市郡医師会病院及び都城夜間急病センターの更なる充実を推進するとともに、医師確保や運営の問題等について、関係機関へ働きかけを継続していく必要があります。

また、都城健康サービスセンターについては、都城夜間急病センターや都城市郡医師会病院と の連携にとどまらず、市民の公衆衛生の向上に努める観点から、保健事業の推進が求められてい ます。



図表 40 都城夜間急病センター受診者数の推移

#### ■ 教育の充実

基礎学力の低下、いじめ・不登校問題、凶悪犯罪の低年齢化等が見られる一方、情報化・国際化等の現代社会特有の課題も近年発生しています。そのような社会の状況に対応するためには、児童生徒に確かな学力を定着させるとともに、学校と地域が連携して豊かな人間性等の「生きる力」を培うことが求められています。

また、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくことや、社会的格差の拡大を 食い止めるための仕組みを構築していくことも必要です。

さらに、生きがいづくりや自己学習のために、生涯学習・社会教育は重要であり、社会の構成 員一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくこと、学びを通じて自立・協働型の地域づくりを推進 していくこと、学びを活かせる環境を整備することが課題です。

このため、あらゆる教育の場を通じて、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として「優れた知性と豊かな感性とたくましいからだを備え、ふるさとを誇りに思う自立した人」を育むとともに、「時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人間力豊かな人」の育成に取り組んでいく必要があります。



図表41 ALT(外国語指導助手)との授業風景

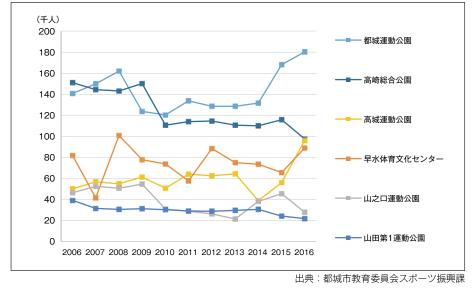
出典:広報都城

#### ■ スポーツの振興

スポーツは、青少年の健全育成や心身の健康増進等市民生活において、多方面にわたる役割を担っています。これまで、体力や年齢、技術、目的に応じて、市民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」安全に楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境を整備し、市民一人ひとりが健康な体と豊かな心を育むことができるよう取り組んできました。

また、総合型地域スポーツクラブについては、2016 (平成 28) 年度時点で 3 箇所設立されており、地域に根ざしたスポーツも充実しつつあります。

近年では、早水公園体育文化センターのアリーナや弓道場をはじめ、高城運動公園の総合体育館のリニューアルや屋内競技場等を整備し、スポーツ推進機能の強化を図ってきました。今後は、東京オリンピックや国民体育大会宮崎大会の開催を契機として、施設の充実やアスリートの育成、スポーツを通じた交流等に取り組む必要があります。



図表 42 都城市の総合型体育施設利用者数の推移

#### ■ 芸術文化の振興、伝統文化の保存と継承

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来、地域社会の変化、情報化の進展等、文化を取り巻く 状況は日々変化しており、文化施設の機能の有効活用、長期的かつ継続的な視点に立った施策の 展開、文化団体の育成支援、豊富な文化的資源の保存・継承が求められています。

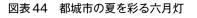
本市は、市民の芸術文化活動に対する気運の高まりを受け、県内で初めて都城市文化振興条例 を制定しました。地域に残されている文化財等の歴史遺産の収集・保存・整備に努め、民俗芸能 をはじめ伝統文化を継承している個人や団体の育成支援を図るとともに、伝統文化を通じた世代 間の交流にも取り組んでいます。

また、総合文化ホールを拠点として、芸術文化に関する情報収集・発信に努め、市民の芸術文 化に触れ合う機会を創出するとともに、芸術文化団体間の交流を促進しています。さらに、小・ 中学校等に出向いて公演等を行うアウトリーチ事業20に積極的に取り組み、創造性や芸術的感性 に富む人材の育成に取り組んでいます。

さらに、各地区の六月灯や祭り等を通じて、郷土愛にあふれ、心豊かなひとづくりに取り組む ことも大切です。



図表 43 都城市総合文化ホール

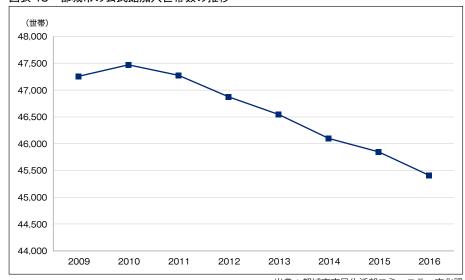


出典:都城市勢要覧

#### ■ 価値観の多様化と協働

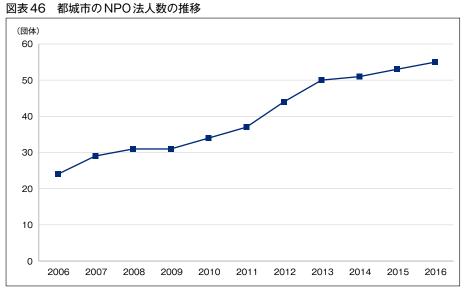
高齢化や価値観の多様化に伴い、地域活動の担い手不足や公民館加入世帯の減少が問題になってきており、地域コミュニティの衰退への懸念が高まっているため、地域活動への参加者の確保や担い手となる人材育成が必要となっています。

一方、本市では、2015 (平成 27) 年度に全 15 地区にまちづくり協議会が設置されたことや、NPO 法人等の市民公益活動団体の数が増えてきていることから、これからの市民による地域運営力の向上に期待が高まっています。これまで行政主導で提供していた「公共」の領域を、これらの団体や企業等との協働で実施するなど、多様な主体が公的な財やサービスの提供に関わっていく「新しい公共」が広がりつつあります。そうした状況において、市民ニーズの満足度や活動従事者の充実度を高め、新しい公共によるまちづくりを推進していくことが大切です。



図表 45 都城市の公民館加入世帯数の推移

出典:都城市市民生活部コミュニティ文化課



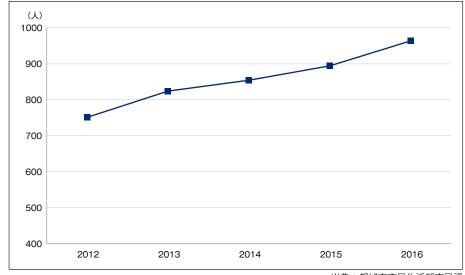
出典:都城市市民生活部コミュニティ文化課

#### ■ 国際化の推進

本市における外国人の数は増加傾向にあります。しかし、本市に在住する外国人にとっては、 言葉の壁や文化・習慣の違いから行政サービス等を日本人の市民同様に得ることが困難な状況 があるとともに、周辺住民との相互理解が進まず、各人の能力を十分に発揮できないと感じてい る人もいます。

そのため、国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが対等な関係を築き、共に生きていく多文化 共生社会を目指した環境づくりが必要となっています。

一方、グローバル化の動きはますます活発になり、本市においても、国境を越えた人・物・情報の動きがあります。食糧・環境・資源・エネルギー等の諸問題は、アジアを始めとする諸外国との関係を無視しては解決できない状況です。私たち市民一人ひとりが「国際社会の一員である」ことを自覚し、行動することが必要となっています。



図表 47 都城市の外国人住民数の推移 (毎年 10 月末現在)

出典:都城市市民生活部市民課

#### ■ 人権の尊重と相互理解の推進

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」 と世界人権宣言でうたわれ、日本国憲法においても基本的人権の尊重が明文化されています。

しかし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいがある人の人権等、現在も多くの人 権問題が存在しています。

また、情報化による匿名社会の進展や格差の拡大等の急激な社会情勢の変化の中で、インターネットによる人権侵害等、新たな人権問題も発生しており、人権尊重の正しい理解や実践する態度は未だに市民の中に十分に定着していない状況といえます。

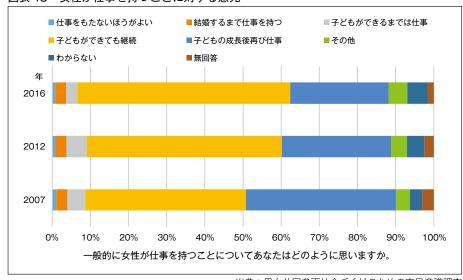
今後も、人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、差別解消に向けての学習と啓発活動のありかたを研究しながら、人権問題についての正しい理解と認識をより一層深めるための積極的な取組が求められています。

#### ■ 男女共同参画社会の推進

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により生産年齢人口が減少していく中で、社会経済を維持していくためには、女性の積極的な社会参画が必要です。

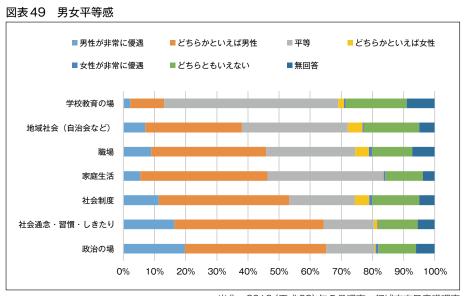
近年は、女性の就業に関する意識は高まり、社会参画が増えてきてはいるものの、性別による 固定的な役割分担等の意識が依然として根強く残っていることや、雇用の分野においても、就業 機会や待遇面で男女間の格差があるなどの課題があります。

そのため、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分発揮でき、仕事と家庭が両立できる社会を形成することが必要です。



図表 48 女性が仕事を持つことに対する意見

出典:男女共同参画社会づくりのための市民意識調査



出典:2016(平成28)年5月調査 都城市市民意識調査

#### ■ 持続可能なまちづくりの推進

これからのまちづくりは、本格的な少子高齢・人口減少の進展を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク<sup>23</sup>」の考え方を取り入れ、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直してまちづくりを進めていくことが求められるようになってきました。

そのため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりを促進する「立地適正化計画制度」が創設されました。

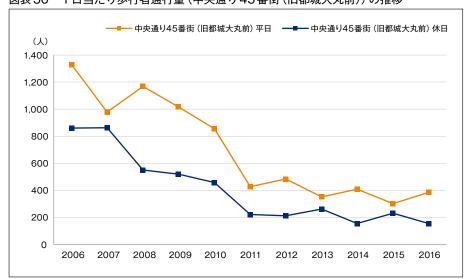
本市では、立地適正化計画を2016 (平成28) 年度に策定し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に基づいて、土地利用誘導や交通政策に取り組んでいます。

#### ■ 中心市街地の活性化

2011 (平成 23) 年に中心市街地の中核店舗が閉店し、残された跡地がまちなかの活性化施策に及ぼす影響が危惧されましたが、地元経済界が中心となり跡地再生の取組が始まり、2016 (平成 28) 年の新図書館を中核とする交流施設の整備に加え、2017 (平成 29) 年には、民間事業者の事業提案が採択されました。

本市としては、地元経済界と連携し、多様な都市機能の連携、市民との協働を図りながら、市民がいきいきと活動・交流できるよう中心市街地の活性化を図っていく必要があります。そのためにも、子育て支援やホテル等を含めた新たな都市機能の集約や集積を進めることで、生活利便性を高め、中心市街地が持つ可能性を発揮していくことが重要です。

また、空き店舗や空き家等のまちなかの低未利用地の有効活用を図ることで、新たな魅力を誘導・創出することが求められています。



図表50 1日当たり歩行者通行量(中央通り45番街(旧都城大丸前))の推移

出典:都城商工会議所 都城市内主要商店街通行量調査

#### ■ 地域資源を活用した魅力発信

本市には、歴史的には「島津発祥の地」であり、その歴史とともに培われてきた都城大弓や木刀、 更には生産額日本一の肉用牛・豚肉・鶏肉、焼酎売上日本一の酒造メーカー等、全国に誇るべき 地域資源が数多くあります。

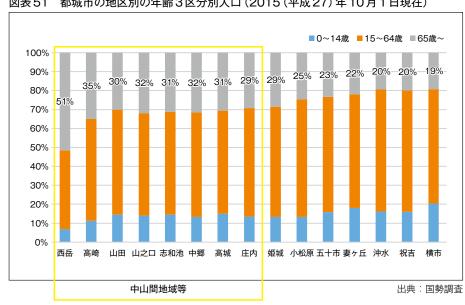
本格的な少子高齢・人口減少社会が到来する中、本市が成長していくためには、本市の地域資 源を再認識し、磨きをかけ、体外的なPRを推進することによって多くの人に知ってもらうとと もに、地域資源を活用した地域づくり、産業振興、観光誘客等を図ることが重要です。

#### ■ 中山間地域等の振興

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来により、中山間地域等の集落の生活環境の維持が今ま で以上に厳しくなってくることが予想されます。既に、学校の存続や地域コミュニティの維持に 相当の努力を要する地域が生じてきており、今後、若年層の転出等により、さらに拍車がかかっ てくるものと考えられます。

まちづくり協議会等と連携して移住・定住施策の推進や子育て環境の維持、6次産業化による 新産業創出に取り組み、中山間地域等の振興を図っていく必要があります。

また、山之口スマートICの開通効果を最大限に発揮するために、2017(平成29)年に山之口 運動公園に整備することが決定された県立陸上競技場をはじめ、IC 周辺の効果的な土地利用の ありかたや観光スポット等の地域資源の活用について地域を挙げて取り組んでいく必要があり ます。



図表 51 都城市の地区別の年齢3区分別人口(2015(平成27)年10月1日現在)

#### ■ 都城志布志道路の早期整備

都城志布志道路は、九州縦貫自動車道都城ICと国際バルク戦略港湾<sup>24</sup>に選定された鹿児島県志布志市の志布志港を結ぶ、延長約44kmの地域高規格道路です。道路計画策定時の所要時間は約70分に対し、全線開通後は約40分に大きく短縮されることから物流の効率化に寄与し、地域経済の活性化に貢献することが期待されています。

特に、日本有数の食糧基地である都城・曽於地域にとって、高速交通による輸送の高度化は、輸送コストの縮減や飼料の安定供給につながる「経済の道」として大いに期待されています。

また、南海トラフ巨大地震や異常気象による豪雨災害等が発生した場合、志布志港と内陸部の後方支援都市である本市を結び、人的・物的支援を行うための防災対策上極めて重要な役割を担う「防災の道」として、さらに都城ICから至近の距離に二次救急医療施設である都城市郡医師会病院が移転・開院し、南九州圏域の命をつなぐ「医療の道」としての使命も帯びています。

この道路は、1994 (平成6) 年に計画路線の指定を受け、2012 (平成24) 年3月までに約13.3km が暫定2車線で供用を開始しています。また、2013 (平成25) 年度に悲願であった県境区間の新規事業化、2014 (平成26) 年4月には、南横市IC (仮称) から平塚IC 区間の2018年度開通予定が発表されるなど、整備が着実に前進しています。

今後は、交通量が国道 10 号から都城志布志道路に転換されることにより、国道 10 号や市内 幹線道路の交通混雑の緩和や沿線環境の改善、交通安全性の向上等が期待でき、沿線の住宅地や 商業地の新たなありかたを模索していく必要があります。



図表 52 都城志布志道路の整備状況

出典:都城志布志道路パンフレット

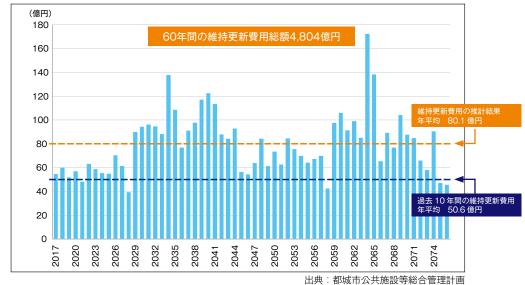
## ■ 社会資本の老朽化

高度経済成長期の急激な人口増加や社会構造の変化に対応するため、1960年代から 1970 年代にかけて全国で公共施設が盛んに建設されました。本市においても、同時期に多くの公共施 設が整備され、市民生活の基盤や地域コミュニティの拠点等としての役割を果たしてきました。 現在、これらの多くが完成後 40 年以上経過して大規模な改修や建替えを迫られている中で、公 共施設を取り巻く環境は大きく変化しています。

本格的な人口減少社会の到来による市民ニーズの変化や厳しい財政状況、公共施設の老朽化の 進行と更新時期の集中、東日本大震災を契機とした防災・減災への強い要請等の課題に対応して いくことが求められています。

このような社会環境の変化に対応するために、公共施設の現状と課題についての調査・分析を 行い、2017 (平成 29) 年3月に、公共施設を「資産」として捉え、今後の運営、維持管理、更新等 に総合的かつ経営的な視点を持って取り組んでいく「公共施設マネジメント」を推進するために、 公共施設等総合管理計画を策定しました。

その計画において、今後30年間で建築物系施設に係る維持更新費用の30%以上縮減に取り 組むことを目標としました。



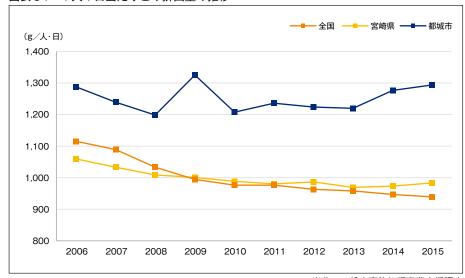
図表 53 公共施設の維持更新費用の将来推計

## ■ 自然環境の保全

本市は、雄大な霧島連山の山容に抱かれ、母なる大淀川や豊富な地下水の恵みを受けて発展し てきました。また、関之尾滝とその甌穴群や御池といった自然が作り出した貴重な景観を有し、 霧島山を中心に霧島ジオパーク25として認定されています。

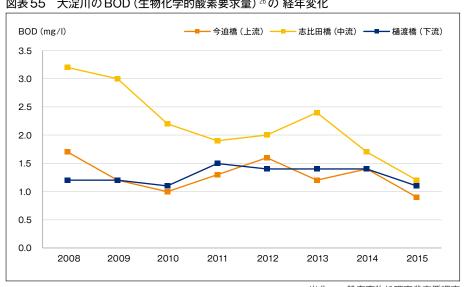
現在は、地球温暖化問題をはじめ、生物多様性の問題等、地球規模の環境問題はますます拡大・ 深化の様相を呈しています。

本市においても、生活様式の変化や産業の発展が、環境に負担を強いる結果となり、改善が進 まない河川水質、不法投棄の増加、温室効果ガスの増加、環境配慮への意識の低下等の問題が顕 在化しています。そのため、一人ひとりが環境問題を自身の問題として認識し、市民・企業・行 政が協力して取り組んでいくことが必要です。



図表54 1人1日当たりごみ排出量の推移

出典:一般廃棄物処理事業実態調査



図表 55 大淀川の BOD (生物化学的酸素要求量) 26 の 経年変化

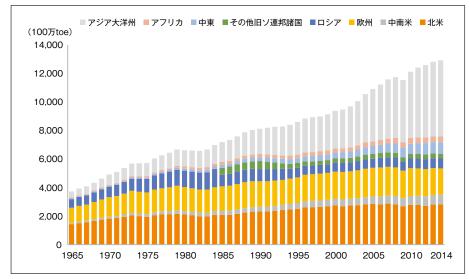
出典:一般廃棄物処理事業実態調査

#### ■ エネルギー消費の動向

石炭や石油、天然ガス、水力等、自然にあるままの形状で得られるエネルギー(一次エネル ギー) の世界の消費量は、経済成長とともに増加を続けています。 特に 2000 (平成 12) 年代以 降アジア大洋州地域の消費伸び率が高くなっています。

化石エネルギーの消費に伴う温室効果ガスの排出量増加は、地球温暖化の進行や生態系への悪 影響等が懸念され、環境負荷低減に向けた取組が一層求められます。

そのため、太陽光エネルギー等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用等、環境に配慮 した循環型・低炭素社会に転換しようとする流れは、今後ますます大きくなっていくと考えられ ます。



図表56 世界のエネルギー消費量の推移(地域別、一次エネルギー)

(注1)1984年までのロシアには、その他旧ソ連邦諸国を含む。 (注2) toe は tonne of oil equivalent の略であり石油換算トンを示す。 出典:経済産業省資源エネルギー庁 エネルギー白書2016

#### ■ ICTの進展

近年のインターネット等の情報通信技術の飛躍的な発達は、生活の利便性を急速に向上させる とともに、産業の生産性を高めました。

また、スマートフォンやタブレット端末37等の携帯型情報通信端末が急速に普及し、いつでも、 どこでも、誰でもインターネットを通じて、世界と自由にリアルタイムで情報のやりとりができ るようになりました。

今後は、ICT®の活用による生産性向上をはじめ、生命科学技術やロボット技術、環境・エネル ギー技術等の科学技術の幅広い分野において、社会システムや生活スタイルを一変させる技術革 新が起こり、その成果を人類共通の課題解決や世界全体の持続的な発展のため、最大限活用して いくことが期待されています。

さらに、マイナンバー制度を活用した、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、オンライ ン化の検討が進んでおり、国民の利便性向上に大きな効果をもたらすと考えられます。

## 基本構想(本論)



## 基本構想の期間

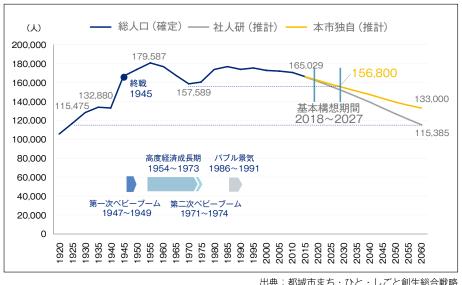
第2次都城市総合計画における基本構想の期間は、人口構造の変化や都城志布志道路等の整備 に伴う環境の変化が生じることを踏まえ、2018 (平成30) 年度から2027 年度までの10 年間 とします。

2017 2008 第1次総合計画(基本構想)

2027 2018 第2次総合計画(基本構想)

## 目標人口

将来人口については、本格的な人口減少社会の到来に伴い、著しく減少することが予想されま すが、目標年次である 2027 年の本市の目標人口は、概ね 156.800 人とします。



図表57 都城市の将来人口推計(独自推計)

出典:都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### [目標人口算出の根拠]

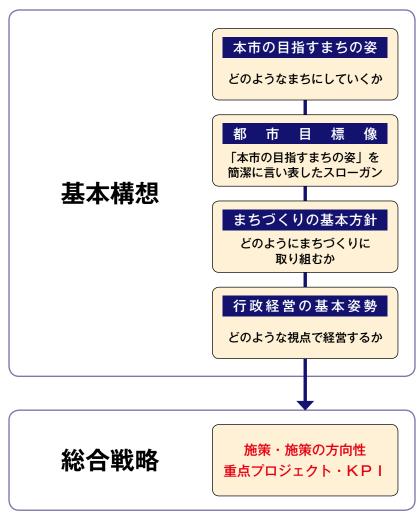
2027 年の本市の目標人口は、2015 (平成 27) 年度に策定した都城市まち・ひと・しごと創 生総合戦略及び人口ビジョンをもとにして算出しています。

なお、人口ビジョンでは、国勢調査人口をもとに、2030年までに段階的に合計特殊出生率を 2.07 まで上昇させ、49 歳以下人口の転出超過を段階的に約 30%抑制し、2030 年から 2060 年まではその数値を維持することとしたもので、2060年の本市の総人口を概ね 133,000 人と しています。

## 基本構想のフレーム

基本構想のフレームは、「本市の目指すまちの姿」、「都市目標像」、「まちづくりの基本方針」、 「行政経営の基本姿勢」の4つで構成します。

図表58 基本構想のフレーム



## 本市の目指すまちの姿

第1次都城市総合計画における基本構想では、4つの基本理念として、「市民が主役のまち・ゆたかな心が育つまち・緑あふれるまち・活力あるまち」を掲げ、市民の願いがかなう南九州のリーディングシティを目指してまちづくりを進めてきました。

第2次では、これらの基本理念を「本市の目指すまちの姿」として継承します。

このうち、「活力あるまち」については、南九州圏域の中心都市としての役割を明確にするために、「地の利を活かしたまち」と「賑わいのあるまち」にします。

#### ■ 市民が主役のまち

これからのまちづくりは、市民が主役となり行政と協力し、自分たちの願いがかなう理想のまちをつくり上げていくことが大切です。

そのために、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等と行政が対等のパートナーとしてまちづくりを推進していくことが求められています。

そのような協働のまちづくりを進めるためには、開かれた行政が前提条件となります。

市民があらゆる分野において必要な情報を取得でき、市民の提案が施策に反映される仕組みがあって初めて、まちづくり協議会や NPO をはじめとする市民の主体的な活動が活性化するのです。

さらに、少子高齢・人口減少社会において女性が積極的に社会進出するためには、性別にかかわりなく、その個性や能力を発揮できる男女共同参画社会づくりが必要です。

また、生産年齢人口の減少に伴い、地域を支える産業経済が縮小し、本市の財政状況も厳しくなることが予想されるため、市民の理解を得ながら、引き続き行財政改革を積極的に推進していくことが大切です。これからは、行政と市民との役割を明確にするとともに、実施する施策が適正に評価され、その結果が公表されることが求められています。



#### ■ ゆたかな心が育つまち

少子高齢・人口減少社会にあっては、誰もが健康で安心して暮らし、子どもを生み育て、学び、 楽しむことに生きがいを感じ、いきいきと生活できることが大切です。

そのためには、市民一人ひとりの個性が尊重され、市民が学んだことを十分に活かし活躍できる社会であることはもちろん、充実した福祉サービスや地域で住民がお互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

また、心身ともに健やかな、郷土愛にあふれた思いやりのある子どもを地域ぐるみで育むとと



もに、市民が芸術文化、スポーツ、読書にいつでも親しむことのできる 環境づくりも求められています。

さらに、これまで各地域で育んできた伝統や祭を次の世代に大切に伝えることや、国際交流等を通じて国際感覚をもった人材を育成することも重要です。

そうすることにより、誰もがここに暮らしてよかったと実感でき、このまちに誇りをもつ、ゆたかな心を育てることができるのです。

### ■ 地の利を活かしたまち

本市は、陸・海・空の交通アクセスのバランスがよく、その「地の利」を活かし、南九州圏域における産業、経済、医療、教育、文化の中心としての役割を担い、牽引してきました。

今後は、山之口スマートICの開通、都城志布志道路の全線開通、更には国際バルク戦略港湾である志布志港との接続により、南九州圏域内外はもとより、海外からの人の流れや物流が大きく変化することが予想されます。

このため、これらの大きな変化を見据えながら、本市の持つ地域資源に磨きをかけ、地の利を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

さらに、圏域の安全・安心を高めるために、地 の利を活かして大規模災害等の多様な危機事象に 対する後方支援体制を構築するとともに、消防・ 救急体制の充実を図ることが求められています。

このような取組により、少子高齢・人口減少社会にあっても、本市が将来にわたり南九州圏域の中心都市としてあり続けることができるのです。



#### ■ 賑わいのあるまち

本市が、いつまでも魅力的なまちであり続けるためには、人々が集い、若者、女性、高齢者がいきいきと働き、地域産業に多様な担い手が育つ、賑わいのあるまちをつくらなければなりません。 そのためには、農林畜産業の振興、企業立地の促進、商業・サービス業の充実、新しい産業分野の創出、若者の定住や UIJ ターン<sup>29</sup> の促進に取り組むことが重要です。

また、今後のまちづくりには、少子高齢・人口減少社会を前提に、コンパクトシティ・プラス・



ネットワークの実現を目指し、経済効率の高いまちづくりが求められており、これまで以上に、生活拠点地域の活性化を図りつつ、公共施設等の集約、中心市街地への都市機能の集積、老朽化が進むインフラの維持管理・更新を計画的に図っていくことが必要です。

#### ■ 緑あふれるまち

緑は、人の心に潤いと安らぎを与えてくれます。緑に囲まれて暮らす私たちは、往々にして自然の大切さを忘れてしまいがちです。自然の恵みを再認識し、この貴重な資源を後世に残さなければなりません。

地球温暖化や改善が進まない河川水質等の環境問題に対応するためには、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動の見直しとともに、それを継続して実践する運動の積み重ねが求められます。

これからは、市民・企業・行政が一体となって、ごみの排出削減や資源の再利用、そして省エネルギーの推進等を図り、地球に優しい循環型、低炭素、自然共生の社会を構築しなければなりません。

また、第2の自然とも言われる田や畑等の農地 や山林等の資源も大切に守っていく必要があり ます。そうすることにより、市民の命の源でもあ る地下水の保全も可能となります。

このような取組を、市民・企業・行政が一体となって行うことにより、真の「緑あふれるまち」が生まれるのです。



## 市民の実質が広がる 南九州のリーディングシティ

本市が目指すまちの姿は、みんなの理想のまちです。

これがすべて実現できたら、どんなに素晴らしいまちになることでしょう。

子どもから高齢者まですべての人がいきいきと暮らすことができ、少子高齢・人口減少社会に あっても、魅力的な都市であり続けることができます。

そのためには、本市の地の利、地域資源、人間力あふれる市民が持つ高い可能性を活かし、市民と行政が協働し理想とするまちに近づけていく努力も必要です。

そうすることによって南九州圏域の産業・経済・医療・教育・文化をリードする

## 『市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ』が実現するのです。



都城市新市誕生10周年記念式典

## まちづくりの基本方針

本市の目指すまちの姿を実現するために、次の4つのまちづくりの基本方針を定めます。

## ■ しごと 地の利を活かして雇用を創る

基幹産業である農林畜産業をはじめ、企業や商店街に多様な担い手を育み、若者、女性、高齢 者がいきいきと働ける環境を創出します。

また、安定した収入を確保し、雇用の拡大 を図るために、農商工連携及び産学官連携 による6次産業化を図るとともに、地の利 を活かして工業団地等の地域振興拠点を整 備し、企業立地に取り組みます。

さらに、企業等と連携して、男女雇用機会 均等、非正規雇用者の正社員化、仕事と家庭 の両立、働き方改革の推進を図るとともに、 移住や若者の定住、女性の活躍支援等の施 策も積極的に展開します。



都城インター工業団地

- ◆ 地域産業の振興と地域資源の高付加価値化を進め、競争力を強化します。
- ◆地の利を活かした地域振興拠点の整備を図り、企業立地を促進します。
- ◆ 企業等と連携して雇用増加や地元就職促進に取り組み、移住・定住を拡大します。

## ■ くらし 命とくらしを守る

災害は、いつでもどこでも起こりうるもの、として常に意識し、一人ひとりが備えに当たりながら、自助・共助・公助が連携した地域社会を構築するとともに、大規模災害に備え、自治体間

また、家庭を持ち、子どもを産み育てる若者を、ライフステージに応じて支援するとともに、特に子育てに影響の大きい周産期及び小児救急医療をはじめとする高次・救急医療体制の維持に努めます。

の相互協力や後方支援体制を拡充します。

さらに、健康・福祉の充実を図り、高齢者 や障がい者をはじめ、誰もがいきいきと暮 らせる健康・福祉施策の充実を図ります。



防災訓練

- ◆ 災害に強いまちづくりを推進し、安全・安心な暮らしを確保します。
- ◆ 24時間365日切れ目のない、高次・救急医療体制を維持します。
- ◆ ライフステージに応じた結婚・出産・子育で支援を推進します。
- ◆ 生涯にわたって誰もがいきいきと暮らせるよう、健康・福祉施策の充実を図ります。

## ■ ひと 人間力あふれるひとを育む

これからの社会を生き抜くために、あらゆる教育の場を通じて、優れた知性と豊かな感性とたくましい体を備え、ふるさとを誇りに思う自立した人を地域ぐるみで育みます。

さらに、時代を切り拓く気概を持ち、心身ともに調和のとれた、国際的視野に立って社会の発展に寄与できる人を育みます。

また、地域の子どもは地域で育てるしく みと環境づくりを進めるとともに、由緒あ る歴史や伝統文化、祭を承継し、芸術文化や スポーツに親しみ、人々が交流し、磨きあう ことによって、生きがいをもって暮らせる 施策を推進します。

加えて、市民が年齢や性別等に関係なく、お互いが理解・尊敬しあうとともに、市民・まちづくり協議会・NPO・高等教育機関・企業等が幅広く協働を進め、それぞれが主体的に参画できるまちづくりを推進します。



ALT (外国語指導助手) との授業風景

- ◆次世代を担う子どもたちの学力と愛郷心を育み、社会を生き抜く力を育成します。
- ◆国際交流を進め、グローバル化する社会に対応できる国際感覚豊かな人を育みます。
- ◆人々が生きがいを持って学び、交流し、活躍できるスポーツ・文化活動を推進します。
- ◆協働と相互理解を進め、市民が主体的に参画できるまちづくりを推進します。

#### ■ まち 圏域の中心としての魅力を築く

これからのまちづくりは、少子高齢・人口減少社会を前提とした取組が必要です。

老朽化が進むインフラの維持管理・更新を図りつつ、経済効率の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、南九州圏域の中心都市としての様々な魅力を構築し、発信します。

都城志布志道路等の交通ネットワークの整備促進や公共交通等の移動手段の確保を図るとと

もに、中心市街地への都市機能の集積や活性 化を図り、若者が定住したくなる、賑わいの あるまちづくりを進めます。

また、恵まれた自然を後世に引き継いでいくとともに、市民一人ひとりのライフスタイルや企業活動を見直し、循環型・低炭素社会を構築していきます。

さらに、広域化した共通課題へ対応するために、南九州圏域の自治体が幅広い分野において連携を推進し、本市がその中心的役割を担います。



中心市街地中核施設イメージ

- ◆人口減少社会に対応するため、持続可能な都市機能の再構築に取り組みます。
- ◆都城の魅力に磨きをかけ、市内外へのPRを戦略的に推進します。
- ◆循環型・低炭素社会を構築し、自然環境の保全と共生のまちづくりを推進します。
- ◆南九州圏域の共通課題に対応するため、幅広い分野において広域連携を推進します。

## 行政経営の基本姿勢

現在の行政サービスを充実させることはもとより、本市の地域資源を将来世代に確実につなぎ、市民一人ひとりが、これからの時代に対応した新たなゆたかさを得られるよう、全ての市職員が市民と一丸となって、行政を経営する視点に立った創造的な改革を推進します。

#### ■ 創造的改革の推進

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎える中、本市の地域資源を将来世代に確実につなぐために、市職員一人ひとりが熱意と創造性を持って、施策の目的と目標を明確化し、部門間連携はも

とより、企業等との連携を強化し、スピード 感を持って先見性のある政策を推進します。

また、地域資源の強みを最大限に引き出せる数多くの施策を展開するとともに、常に効率性を考え、最小の投資で最大の効果が得られるように取り組みます。

さらに、開かれた行政を推進するとともに、市民のニーズを的確に把握し、新たなIT技術等を活用した質の高い行政サービスを効率的に提供していきます。



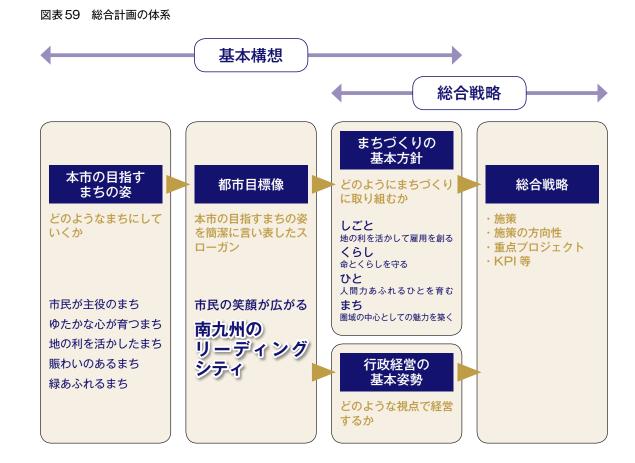
マイナンバー特設会場

- ◆創造性あふれる人材を育み、政策推進力のある組織体制を構築します。
- ◆地域資源の強みを最大限に引き出し、持続可能な行政経営を目指します。
- ◆質の高い行政サービスを、効率的に提供できるよう取り組みます。

## 8 総合計画の体系

総合計画の体系は、次のとおりです。

「まちづくりの基本方針」と「行政経営の基本姿勢」を踏まえて、基本構想を実現するための具体的な計画である「総合戦略」を体系的に構成し、その総合戦略に基づき各種施策を実施していきます。



# 資 料



## ■ 策定までの経過

年月	庁内体制	市民参画
2016年		市民意識調査(ふれあいアンケート)
5月	総合計画策定担当者、リーダー選任	議会運営協議会へ説明
6月	庁議(総合計画策定方針) 庁内説明会	議会運営協議会へ説明 高校生アンケート
7月	第1回リーダー会議	まちづくり協議会会長との意見交換会
8月	第2回リーダー会議	第1回市民委員会
9月		第2回市民委員会(分野別)
10月	第3回リーダー会議	
11月		第3回市民委員会(分野別)
12月	第4回リーダー会議	
2017年 1月		第4回市民委員会(分野別)
2月	第5回リーダー会議 庁議(基本構想案)	第5回市民委員会(分野別)
3月	全員協議会(策定状況)	第6回市民委員会(分野別)
4月	庁議(基本構想案のパブリックコメントの 実施及び総合計画審議会への諮問)	パブリックコメント(基本構想案)
5月		第1回総合計画審議会(基本構想案の諮問)
6月		第2回総合計画審議会
7月		第3回総合計画審議会 基本構想案に対する答申
8月	庁議(基本構想)	
9月	市議会へ基本構想議案提出	
10月	基本構想の議決 庁議(総合戦略案のパブリックコメントの 実施及び総合計画審議会への諮問)	第4回総合計画審議会(総合戦略案の諮問)
11月		パブリックコメント(総合戦略案)
12月		第5回総合計画審議会 総合戦略案に対する答申
2018年 2月	庁議(総合戦略)	
3月	全員協議会(総合戦略) 基本構想、総合戦略の公表	

## 2 都城市総合計画審議会

## ■ 委員名簿

(2017 (平成29) 年7月現在、順不同、敬称略) (◎は会長)

氏 名	役職
◎ 谷田貝 孝	宮崎大学地域資源創成学部教授
宮 内 孝	南九州大学人間発達学部教授
桑原裕史	都城工業高等専門学校校長
鈴 木 彰 一	国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所所長
押川晶	宮崎県北諸県農林振興局局長
野中和弘	宮崎県都城土木事務所所長
下 森 康 玄	都城商工会議所副会頭
久 保 順 一	都城農業協同組合代表理事組合長
飯 田 正 幸	都城市北諸県郡医師会会長
島津久友	都城市社会福祉協議会会長
坂 元 晃	自治公民館連絡協議会会長
馬籠英男	都城市高齢者クラブ連合会会長
﨑 田 とみ子	志和池地区民生委員児童委員協議会会長
白 水 真由美	宮崎県子ども育成連絡協議会専門委員
甲斐紀好	都城市PTA連絡協議会副会長

#### ■ 諮問書

都総政第 158 号 平成 29 年 5 月 19 日

都城市総合計画審議会会長 様

都城市長 池田 宜永

第2次都城市総合計画(基本構想)について(諮問)

都城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次都城市総合計画(基本 構想)について、別紙(案)を添えて諮問します。

#### ■ 答申書

平成 29 年 7 月 24 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市総合計画審議会 会長 谷田貝 孝

第2次都城市総合計画(基本構想)について(答申)

平成29年5月19日付け都総政第158号をもって諮問を受けた第2次都城市総合計画(基本構想)について、これに修正を加えて補完し、別添のとおり答申します。

本計画は、本市の総合的かつ計画的な市政運営の指針となるものであります。

本格的な少子高齢・人口減少時代の到来により、本市には様々な課題が山積するなか、中心市街地の整備完了や都城志布志道路の全線開通等を見据えると、企業の立地をはじめ、スポーツ・観光の振興等、南九州圏域において本市の果たすべき役割は、ますます大きくなっていくことが想定されます。

このような時代の潮流を的確に受け止め、市民一人ひとりが夢と希望をもって安心して くらせるまちづくりが必要です。

本市の地域資源を活かし、都市目標像「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」の実現に向け、諸施策の積極的かつ柔軟な推進及び行財政改革に最善の努力を尽くされますよう要望いたします。

なお、この答申に基づいて、速やかに第2次都城市総合計画(基本構想)の決定を行うとともに、総合戦略を策定されますよう要望いたします。

#### ■ 主な意見・提案

都城市総合計画審議会で出された主な意見・提案は次のとおりです。



### 「地の利を活かして雇用を創る」ための意見・提案

#### 産業・雇用

- ◆ 基幹産業である農林畜産業の振興はもとより、農商工連携による6次産業化、産学官連携による6次産業化に積極的に取り組まれたい。
- ◆ 本格的な人口減少社会の到来に伴い、シニア世代の生産活動への参加についても必要な施策 を講じられたい。
- ◆ 働き方改革 (ワークライフバランス) の考え方が浸透してきているので、必要な対策を講じられたい。
- ◆ コミュニティビジネスなど、地域ならではの創業・創出の支援にも取り組まれたい。

#### 地の利

◆ 都城市は、南九州の交通の要衝であり、自然災害がない。南九州圏域内において、「地の利」があることを市民にしっかりと認識してもらうとともに、地の利を活かした様々な施策を積極的に講じられたい。



#### 「命とくらしを守る」ための意見・提案

#### 医療・福祉

◆ 医療費や介護給付費の適正化につなげるため、健康寿命の延伸に係る施策に取り組まれたい。

#### 災害

- ◆ 都城市で過去に発生した自然災害による被害を教訓にして、防災対策にしっかりと取り組まれたい。
- ◆ 宮崎県の中で災害時のバックアップ体制が取れるところは、都城市だと思うので後方支援体制の構築し、大規模災害時に対応できるよう対策を講じられたい。
- ◆ 災害時の備えとして、日常の暮らしでの人とのつながりやコミュニティは重要であるので、そ のことを認識し、必要な対策を講じられたい。



#### 「人間力あふれるひとを育む | ための意見・提案

#### 教育

- ◆ 学校と地域との連携、地域人材の重要性を認識し、教育分野に係る各種施策に取り組まれたい。
- ◆ 学校教育や社会教育等の次世代育成分野において、効果的な | T活用を検討されたい。
- ◆ 子どもを地域の人々みんなで育成するという考えのもと、必要な施策を講じられたい。
- ◆「地域の子どもは、地域で育てる」真の仕組みと環境づくりの推進に努められたい。

#### 協働

- ◆ NPO を設立しても、高齢化により活動を継続することが難しい団体もあるので、行政は必要な支援策を講じてほしい。
- ◆ アメリカのポートランドは、全米の中で人口が増えており、市民と行政がうまく「共創」、「コ・クリエーション」できている。ポートランドをヒントに、市民と行政の共創を検討されたい。
- ◆ 協働を推進するために、地域を牽引する人材の発掘・育成等必要な施策を講じられたい。

# まち

#### 「圏域の中心としての魅力を築く」ための意見・提案

#### インフラ・公共交通

- ◆ 社会インフラ全体の老朽化について、市の方針を明らかにして、確実に取り組まれたい。
- ◆ 市民が移動できる手段の確保については、高齢化、人口減少が進む中、重要であるため、移動 手段を確保するという方針を盛り込まれたい。

# 行政経営

#### に関する意見・提案

#### 行政経営

◆ 市民一人ひとりの物心両面を豊かにする視点に立って行政経営に努められたい。

### 第2次都城市総合計画策定市民委員会

#### ■ 委員名簿

(2017 (平成29) 年3月現在、順不同、敬称略) (◎は会長、○は副会長)

#### ひとを育て、まちを創る分野

氏 名	役職
◎宮内 孝	南九州大学人間発達学部教授
平井泉	NPO法人宮崎県防災士ネットワーク都城支部都城支部長
中 西 徹 博	一般社団法人都城芸術文化協会会長
川 本 翰 治	おかげ祭り振興会会長
稲 森 恵美子	霧島酒造株式会社(都城市環境まつり協力企業)
坂 元 和 雄	都城市地区社会福祉協議会連絡協議会会長
岩 井 沙弥花	都城市認定こども園協会会長
倉 山 幸 一	都城市障害者団体連絡協議会会長
中 野 光 治	都城市郡医師会病院事務長
河 野 恵利子	宮崎県建築士会都城支部
新 穂 美代子	中霧島小学校運営協議会会長
鶴 田 輝 夫	一般財団法人都城市体育協会副会長
吉川萌江	公募
犬 塚 治 憲	公募
安富健二	公募

#### 地の利を活かし、産業を伸ばす分野

氏 名	役職
○ 谷田貝 孝	国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部教授
肥後勇	都城公共職業安定所所長
中 原 公 美	都城商工会議所
柳田力男	都城森林組合参事
久 留 雅 博	都城市認定農業者等協議会会長
岡 元 孝 仁	Seed (都城生産者コネクション) 代表
窪 田 祐 一	一般社団法人宮崎県工業会
久 保 秀 夫	一般社団法人霧島工業クラブ理事
野口和宏	宮崎県中小企業家同友会きりしま支部代表幹事
高 野 美也子	南九州税理士会都城支部会員
星原英樹	公益社団法人都城青年会議所
五代梨紗	一般社団法人都城観光協会
堀 口 伸 昭	公募
橋 本 隆 一	公募
石 川 めぐみ	公募

#### ■ 主な意見・提案

第2次都城市総合計画策定市民委員会である「ひとを育て、まちを創る分野会議」と「地の利を活かし、産業を伸ばす分野会議」で出された課題や意見等は、次のとおりです



#### 「地の利を活かして雇用を創る」ための意見・提案

#### 学生の就職

- ◆ 高卒の地元企業への就職率が低い。若者が地元で働きたいと思える地域を作っていく必要がある。
- ◆ インターンシップで来た学生は、その企業への就職につながっている。インターンシップの重要性を認識し、制度の充実を図るべきである。
- ◆ 学生のときに、どのような企業が地元にあるのかが情報や体験として記憶に残っていると、地元に帰って来ることにつながるのではないか。
- ◆ 求人票を出す時期が、地元企業は遅く、高校生の就職者の半分が圏域外に就職している。地元 企業も採用力を学ぶべきである。
- ◆ 都会に就職したもののUターンを希望する者は多い。しかし、地元に帰りたくても受け皿となる企業が少ない。彼らの知識やキャリアを活かせる場が創出するべきである。
- ◆ 地元に残りたい、地元で就職したいという学生が非常に少ない。保護者も同じような考えになっているところもあるので、都城の良さを保護者にも伝える必要がある。

#### 創業支援、労働力の確保

- ◆ 創業しても資金不足、売り上げ不振で 1 年も経たずにやめる人がいる。 創業後の支援が重要である。
- ◆ 今後、人手不足が出てくる中、外国人労働者が重要となってくる。外国人労働者の確保に向けた取組が必要ではないか。

#### 企業誘致

- ◆ 自動車産業のように、裾野の広い製造業を誘致してくることが重要ではないか。
- ◆ 都城市は、求人倍率は高いが事務系の職種を採用する企業が少ない。事務系の職種を採用する 企業を誘致すべきである。
- ◆ 企業誘致の際に、賃金が安いことをPRすることは良くないのではないか。安い賃金で雇用する企業しか来なくなり、地域経済には必ずしもプラスにならない。
- ◆ 企業誘致をする際には、災害に対する強さや救急医療の充実などを総合的にPRすべき。

#### 女性活躍

- ◆ 女性が地元で活躍できる環境が不足している。今後の人口減少や労働力不足を考えると、女性が活躍できる環境づくりは非常に重要である。女性にスポットを当てた政策を展開すべきである。
- ◆ 高齢者や子育て後に働く意欲のある女性を、地元企業はもっと活用すべきである。

#### 産学官連携

- ▶ 地元にある高等専門学校と市が包括連携に向けた協議を進めている。 産学官連携が進められ れば、学校も地域に貢献できていくのではないか。
- ◆ 産学官連携を強化することは非常に重要である。農工学の分野は、学校の地域貢献の観点も含 めて、高齢化により人材不足する農林畜産業に貢献していかなければならない。霧島工業クラ ブにはたくさんの企業がいるので、そのつなぎ役ができると思う。

#### 農林畜産業の振興

- ▶農業従事者は高齢化が進んでおり、後継者もいない。また、設備投資にも積極的でないため、 生活できるだけの収入がなく、結局、離農する世帯が多くなっている。
- ◆ 都会から地方で農林畜産業をやってみたいという人もいるが、初期投資が必要であり、二の足 を踏むのが現状である。特に畜産は、市街地近郊では新規にできないので、山間部に行くしか なく、子育てや教育の問題もあり、断念する事例がある。
- ◆ 農協などの団体が出資して、畜産団地等を整備し、畜産をやってみたい人を全国から集める政 策があっても良いのではないか。
- ◆ 農林畜産業の後継者不足が言われているが、堅実な経営ができるところは、意欲のある後継者 がいる。むしろ、農地を集積して効率化を図ることが重要な課題である。
- ◆ 旧都城市管内の森林は、国土調査が進んでおらず、山林等の境界が不明確なために森林整備に 支障をきたしている。旧都城市内の森林の国土調査を進める必要がある。
- ◆ 加工販売・流通加工体制については、都城地域は国内でも先進地的な整備が進んでいるが、大 径材を加工できるようにすることが今後の課題である。
- ▶ 木材の使用量や取扱量が増え、伐採が進んでいるが、伐採跡地の4割しか再造林されない現状 にある。スギ花粉の少ない苗木も開発されてきており、木を積極的に育てていく施策が必要で ある。

#### ブランド化、販路開拓

- ◆ 海外戦略ということで、宮崎県が、宮崎牛を海外へ売り出そうとしている。 都城牛も宮崎の中 では優秀な部類に入るので、戦略性を持って販路開拓に取り組むべきである。
- ◆ ふるさと納税の影響で牛の価格が高騰している。 ふるさと納税制度がいつまでも続くとは限 らないが、ふるさと納税制度を活用した販売戦略は考えていく必要はあると思う。

#### 移住

- ◆ 古民家と農地をセットにして移住者に提供する施策があると移住が進むのではないか。
- ◆ 人口減少は避けられないため、労働力を確保するためには、外国からの移住者を受け入れる政 策も必要ではないか。
- ◆ 大都会で暮らしていれば豊かであるとは限らない。地方は地方、都城市は都城市なりの豊かさ がある。その価値観を提供することが大切。しっかりと子育てできる環境を整えると、人口問 題は自然と解決できる。
- ▶ 移住者が、どのような生活をしているのかを調査すべき。 移住してきた人たちの希望や現状を 把握すれば、必要な対策を講じることができ、もっと移住者は増えるのではないか。
- ◆ 出産、成人式などのタイミングを捉えて、戦略的に移住に関するPRをすべきである。
- ◆ Uターン者は最も故郷の良さを分かっている。 小さい頃から生まれ育ち、親類縁者も近くにい て、土地勘もあるのでモチベーションは高い。都会で過ごしてきて、故郷の違いを良く分かっ た上で帰ってくるので、Uターンに対する施策に特に力を入れて取り組むべき。

### 〈らし」「命とくらしを守る」ための意見・提案

#### 医療・福祉

- ◆ 高齢者の健康寿命を伸ばすべきである。各地区で行われているこけないからだづくり体操を、 全市をあげて取り組んでいくべきである。
- ◆ 助け合いの福祉を目指していくべきである。公的サービスを受けて当然という意識は、寂しい 社会である。
- ▶ 本市は、救急医療や夜間急病センター、休日在宅医制度など、非常に医療環境が整っている。 安心して、出産や子育ても行うことができるので、もっとPRすべきである。
- ▶ 障がい児の早期療育のために診療心理士は必要であるが、都城市では診療心理士の数が少な い。もっと増やすべきではないか。

#### 婚活・子育で

- ◆ 婚活はイベントすることが目的になってしまっている。 出会いの後のフォローをしっかりと 行わないと結果が伴わないのではないか。
- ▶経済格差からくる子どもの貧困対策について、官民を挙げて取り組む必要がある。
- ◆ 第2子から保育料を無料としている自治体もある。5年で出生率が2.7倍になったと聞いた。 若い夫婦は、第1子は何とかなるが、第2子以降は難しい。出生率を上げるための思い切った 施策を考えていくべきでは。
- ◆ ものさしを全国レベルに置く必要はない。都城市の子育て環境は十分満足できる。個人の満足 度と生き甲斐を中心にした考え方もまちづくりの中にあってよい。全国との比較では、いつま でもここが劣っていることになる。
- ▶ 婚活の支援は必要と思うが、わざわざ計画に記載する必要があるのか。 記載するにしても優先 順位を下げるか、表現を見直せないのか。

#### コミュニティ

- ▶ 15地区にまちづくり協議会が設置され、協働のまちづくりが推進されることに対する期待が 大きい反面、これらの組織を取りまとめる連絡協議会がない。意見交換や連絡調整を行う場が 必要である。
- ◆ 若い世代との触れ合いがない。 助け合いの精神の再構築を行う必要がある。 自治公民館の加入 率を上げ、コミュニティを維持していく基盤となる必要がある。
- ◆ 自治公民館の加入率がかなり低迷している。 高齢者対応や、空き家やごみ問題などが生じてい る。未加入の理由としては、活動時間の確保が困難、メリットがないなどが挙げられているが、 このままでは公民館の運営が厳しくなる。対策を講じて欲しい。
- ▶公民館加入率が低下し、コミュニティ機能が低下している。自助、公助、共助のうち、特に、自 分たちの地域は自分たちで助け合って、支えあっていく、という共助をしっかりと進める必要
- ◆ 共働きの世代が増え、多様なライフスタイルが広がっている。 自治公民館以外でも、まちの情 報を入手できる場所がほしい。
- ▶ この地域には、101箇所に六月灯の祭りがある。この宝を磨かない手はない。この祭りを再 興することにより、多世代の交流が進むことになる。祭りには、自分が地域に役に立っている、 と実感が持てる空気づくりが必要である。
- ◆ ふるさとを愛する子どもを育て、地域を再興していくためには、祭りやイベントに子どもたち をもっと参加させる必要がある。

# ひと

#### 「人間力あふれるひとを育む | ための意見・提案

#### 教育

- ◆ 学校の現場では、スポーツ少年団の活動などが増え、子ども達に教える時間が足りない。心の 豊かさがなくなってきているのではないか。もっと、郷土愛を育む場で、学校と地域がつな がっていく必要がある。
- ◆ 学校や地域で市歌をもっと積極的に流すべき。郷土愛を醸成していくことにつながる。
- ◆ 都城市は、平成28年に文化振興条例を制定した。県内では初めてであり、各市町からの注目 も集めている。条例の趣旨をしっかりと折り込むべきである。
- ◆他市では、企業を定年退職した方が、学校でわからない人を教える仕組みがある。
- ◆ 文化づくりが必要である。社会のルール、マナーを子どもに教える必要がある。
- ◆「市民が主役のまち」には、市民や企業のほか、地元にある高等教育機関とのコラボも重要な 視点ではないか。
- ◆ 教育となると小学校以上のイメージであるが、小学校が荒れている原因は、幼児教育の段階にも問題があるケースがある。教育は教育委員会、保育所は福祉、縦割りで分かれているので、しっかりと調整して欲しい。

#### スポーツ、オリンピック

- ◆ スポーツランド宮崎の一環で、都城市もスポーツ合宿を誘致しているが、その反面、施設を地域の人たちが使いづらい思いをしている。スポーツ施設は、地域スポーツの振興のためにもあるので、地域の人たちが有利に使えるようにすべき。
- ◆ 宮崎県は2030年に宮崎県で開催される全国国民体育大会に向けて様々なスポーツ団体に対して支援し、スポーツ選手の競技力向上を目指している。都城市も取り組むべき。
- ◆ 前回の東京オリンピックも自治体間の競争が激しかったと聞いているので、ホストタウンは、 モンゴルなどの友好交流都市に絞って戦略的に進めてもらいたい。

# まち

### 「圏域の中心としての魅力を築く」ための意見・提案

#### 中心市街地の活性化

- ◆中心市街地には官公庁がある。空き店舗に、弁護士や司法書士等に入ってもらって、オフィス 街にしていくことを誘導すべき。
- ◆中心市街地の活性化のこともしっかりやって、情報発信してもらいたい。
- ◆ 中心市街地の大丸跡地の問題は、市民の意見では、ホテルを要望する声もある。民間部分には、 もう少し市民の意見を優先してやってもらいたい。

#### ICT

◆ 国は2020年度までに全ての公立学校にWi-Fiを整備する方針だが、市でもWi-Fiの整備について施策に盛り込むべきではないか。

#### 観光、PR

◆ スポーツ合宿や文化合宿の練習場のほか、宿泊施設などを含めた一体的な整備に取り組んで欲しい。スポーツの誘致のため、老朽化した公共施設を更新していく必要がある。

- ◆ 都城市の魅力を知らない学生が多い。魅力を伝える機会を創出していく必要がある。
- ◆ 現在のロゴは海外では通用しないのではないか。海外専用のPRロゴを作るべきでは。
- ◆ 本市は食べ物がおいしいが、泊まれるところがない。総合的に進めるべき。地元の食材も含めた都城市の良さを、市民向けにもしっかりPRしていくべきである。
- ◆ インバウンドの促進についても重要施策として取り組んで欲しい (外国語表示、観光マップの 英語標記、ホテル等の受け入れ施設)。
- ◆ 自分の住んでいるところに自信、誇りを持つという視点が必要だと思う。

#### 環境

- ◆ 都城市はごみの排出量が多い。ごみ減量化に対しては、目標となる数値を掲げ、ごみの中身を 分析して、発展的な取り組みにつなげていくべき。
- ◆ ごみの減量化にはレジ袋の削減だけでは効果が低い。生ごみの削減に重点的に取り組んだ方が効果的ではないか。また、農林畜産業で生じた産業廃棄物も減量化に取り組むべき。
- ◆ 単独浄化槽ではなく、合併浄化槽の普及を図るべき。
- ◆ 森林は、地域の数少ない循環資源の一つであり、再生させなければ循環が途切れてしまう。市が主導して施策に取り組む必要がある。

#### 関係条例等

#### 都城市総合計画審議会条例

(趣旨)

4

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、 都城市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)

第2条 市長の諮問に応じ、本市総合計画に関し、必要な事項を調査し、及び審議させるため、 都城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 (意見の聴取等)
- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員の意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部総合政策部において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 第2次都城市総合計画策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次都城市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、必要な事項を調査及 び検討し、行政との連携を図るため、第2次都城市総合計画策定市民委員会(以下「市民委員会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 市民委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) まちづくりに関する市民の意見等の集約及び分析に関すること。
- (2) 総合計画の策定に向けての政策提案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画の策定の推進に関すること。
- 2 市長は、市民委員会の協議結果、意見等を総合計画に積極的に反映させるものとする。 (委員)
- 第3条 市民委員会の委員(以下「委員」という。)は、まちづくりに意欲、経験及び識見のある市 民等のうちから市長が委嘱する。
- 2 前項の市民等とは、市内に住所を有する者又は市内に勤務若しくは通学している者であって、 18歳以上のものとする。
- 3 委員の数は、30人以内とし、公募又は推薦によるものとする。 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から総合計画の策定が終了した時までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 市民委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めるものとする。
- 2 会長は、市民委員会を総括し、副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要と認めたときは、会議に行政職員の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(成果の報告)

第7条 会長は、市民委員会の所掌事項に係る成果等が取りまとめられたときは、遅滞なくこれ を市長へ報告するものとする。

(事務局)

第8条 市民委員会の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

75

#### 第2次都城市総合計画庁内策定組織に関する規程

#### (趣旨)

第1条 第2次都城市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定を推進するため、庁内の策定 組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(リーダー会議)

- 第2条 部門間の連携を図り、総合計画の素案を策定するため、リーダー会議を設置する。
- 2 リーダー会議は、各部局及び各総合支所の総括担当をもって構成する。
- 3 リーダー会議に代表及び副代表を置き、構成員の互選によりこれらを定める。
- 4 リーダー会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 総合計画の素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の策定の推進に関すること。 (担当者)
- 第3条 総合計画の策定の推進を図るため、各課等に総合計画策定担当者(以下「担当者」という。)を置く。
- 2 課長等は、所属職員のうちから担当者1名を選任する。
- 3 担当者の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 行政課題の抽出、分析及び施策の方向性の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の策定の推進に関すること。 (庶務)
- 第4条 第2次都城市総合計画庁内策定組織に関する庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
  - (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

- 1 **ライフステージ**: 人間の一生において節目となる出来事(出産、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等) によって区分される生活環境の段階のこと。
- <sup>2</sup> パブリックコメント制度: 行政が政策、制度等を決定する際に住民等の意見を聞いて、それらの意見を考慮しながら最終決定を行うしくみのこと。
- 3 四万十累層群: 中生代白亜紀から新生代古第三紀(1億5千万年前から2400万年前)にかけて形成された堆積岩。
- <sup>4</sup> **日向層群**: 6550万年前から2400万年前の間に形成された堆積岩。
- 5 新第三紀鮮新世:地質時代区分の第三紀終末、約530万年前から約258万年前の時代。
- ⑤ 第四紀:地質時代の区分の一つ。地質時代の最後に位置する最新の時代で、約258万年前から現在まで。
- <sup>7</sup> シラス: 姶良カルデラから約30000年前に噴出した大規模火砕流堆積物。
- 8 沖積地:第四紀最新の約1万年前以降に形成された地形面。
- <sup>9</sup> アカホヤ: 鬼界カルデラから約7300年前に噴出した降下火山灰。
- 10 ボラ:霧島火山御池から約4600年前に噴出した降下軽石。
- 11 **15地区**: 姫城地区、妻ケ丘地区、小松原地区、祝吉地区、五十市地区、横市地区、庄内地区、西岳地区、沖水地区、 志和池地区、中郷地区、山之口地区、高城地区、山田地区及び高崎地区のこと。
- <sup>12</sup> 第三次救急医療施設:二次医療では対応できない一刻を争う危篤な救急患者に対応する救急医療施設のこと。
- 13 合計特殊出生率: 15~49歳まで女性の年齢別出生率を合計したもの。
- 14 **リーマンショック**:アメリカの大手投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻が引き金となった世界的な金融危機。
- 15 **スケールメリット**:規模を大きくすることで得られる利益。
- 16 日本創成会議:日本が抱える課題について長期的な視点から考えて提言する民間組織。元総務大臣の増田寛也 氏が座長を努め、産業界の労使や学識者等有志により2011年5月に発足した。
- 「**南海トラフ巨大地震**:静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝を震源とする科学的に 考えられる最大クラス(マグニチュード9クラス)の地震。
- <sup>18</sup> **TPP (環太平洋経済連携協定)**:日本、アメリカを中心とした環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定のこと。
- 19 経済成長率: 国内総生産 (GDP) 等で測った一国の経済規模が一定期間に変化した率。
- <sup>20</sup> **生活習慣病**:食習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患の総称。肥満、高血圧、循環器 <del>佐</del>等
- 『二次救急:入院の必要な場合が多く、専門的な診療を必要とするが、生命の危険性は少ない患者が対象となる。
- 22 アウトリーチ事業: プロのアーティスト等を派遣して地域の学校等に派遣してワークショップ等を行う普及活動。
- <sup>23</sup> **コンパクトシティ・プラス・ネットワーク**:医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通等も含めたまちづくりの考え方。
- <sup>24</sup> **国際バルク戦略港湾**:大型船舶の活用等により、対象品目を取り扱うアジアの主要港湾と比べて遜色のない物流コスト・サービスを実現することにより、わが国の産業や国民生活に必要不可欠な資源、エネルギー、食糧等の物資を安定的かつ安価に供給することを目的とした国が重点的に整備する港湾。
- <sup>25</sup> **霧島ジオパーク**:宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山周辺地域のジオパーク。ジオパークとは、科学的に見て 貴重な地質遺産をもち、考古学や生態学、歴史文化的にも重要な価値がある一定の地域を保存する自然公園の こと。
- <sup>26</sup> BOD (生物化学的酸素要求量): 川の汚れの程度を測る代表的な尺度で、水中の有機物が微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと。BOD の値が大きければ水が汚れていることを表す。
- <sup>27</sup> **タブレット端末**:薄い板状のコンピュータの総称。多くはタッチパネル式入力で、無線ネットに接続する。携帯性に優れ、音楽、動画、ゲーム等を楽しむことができる。
- 28 ICT: Information and Communications Technologyの略で、情報通信技術、産業、設備、サービス等の総称。
- <sup>29</sup> **UIJ ターン**:大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。 U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、J ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

77

# 「希望にみちて」

一都城市歌一

石原 一輝 作詞 都城市市歌選定委員会 補作 新実 徳英 作曲



発行年月 2018 (平成30) 年3月 発行編集 都城市 〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 TEL 0986-23-7161 FAX 0986-23-2675 http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp